

3.2 社会的状況

3.2.1 人口及び産業の状況

(1) 人口の状況

大分県及び日田市並びに熊本県及び小国町における人口及び人口密度の状況は第3.2-1表、人口動態は第3.2-2表のとおりである。

令和6年10月～令和7年9月の人口動態は、大分県及び日田市では自然動態、社会動態とも減少している。熊本県では自然動態は減少、社会動態は増加しており、小国町では自然動態、社会動態とも減少している。

第3.2-1表 人口及び人口密度の状況（令和3～7年）

（各年10月1日現在）

区 分	項 目	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
大分県	人口（人）	1,113,749	1,106,301	1,096,235	1,085,198	1,074,257
	男（人）	529,067	526,200	521,860	517,032	512,528
	女（人）	584,682	580,101	574,375	568,166	561,729
	人口密度（人/km ² ）	176	174	173	171	169
	日田市	人口（人）	61,699	60,770	59,862	58,881
		男（人）	29,269	28,922	28,499	27,599
		女（人）	32,430	31,848	31,363	30,372
		人口密度（人/km ² ）	93	91	90	87
熊本県	人口（人）	1,727,902	1,717,766	1,707,747	1,696,144	1,683,115
	男（人）	818,038	810,049	810,103	805,303	800,074
	女（人）	909,864	903,717	897,644	890,841	883,041
	人口密度（人/km ² ）	233	232	230	229	227
	小国町	人口（人）	6,455	6,368	6,158	6,004
		男（人）	3,060	3,043	2,933	2,844
		女（人）	3,395	3,325	3,225	3,130
		人口密度（人/km ² ）	47	47	45	44

「大分県の人口推計【年報】」（大分県HP

<https://www.pref.oita.jp/site/toukei/index-cpe.html>、令和8年4月閲覧）

「熊本県推計人口調査結果報告（年報）」（熊本県HP

<https://www.pref.kumamoto.jp/site/jinko/191355.html>、令和8年4月閲覧）より作成

第3.2-2表 人口動態（令和6年10月～令和7年9月）

（単位：人）

区 分	自 然 動 態			社 会 動 態			増 減
	出 生	死 亡	自然増減	転 入	転 出	社会増減	
大分県	5,814	16,533	-10,719	39,553	39,775	-222	-10,941
日田市	269	1,008	-739	1,627	1,798	-171	-910
熊本県	10,225	24,731	-14,506	79,536	78,059	1,477	-13,029
小国町	16	134	-118	453	481	-28	-146

「大分県の人口推計【年報】」（大分県HP

<https://www.pref.oita.jp/site/toukei/index-cpe.html>、令和8年4月閲覧）

「熊本県推計人口調査結果報告（年報）」（熊本県HP

<https://www.pref.kumamoto.jp/site/jinko/191355.html>、令和8年4月閲覧）より作成

(2) 産業の状況

① 産業構造及び産業配置

大分県及び日田市並びに熊本県及び小国町における令和2年の産業大分類別就業者数は、第3.2-3表のとおりである。

日田市における産業構造は、第1次産業が3,140人（10.0％）、第2次産業が7,650人（24.2％）、第3次産業が20,488人（64.9％）、小国町における産業構造は、第1次産業が564人（16.0％）、第2次産業が590人（16.7％）、第3次産業が2,361人（66.9％）といずれも第3次産業の就業者数の割合が高くなっている。

日田市の産業配置は、総就業者数で見ると大分県全体の6.1％、小国町の産業配置は、総就業者数で見ると熊本県全体の0.4％となっている。

第3.2-3表 産業別就業者数（令和2年）

区 分	項 目	総就業者	第1次産業	第2次産業	第3次産業
大分県	人数（人）	520,322	31,917	117,736	360,834
	比率（％）	—	6.1	22.6	69.3
	人数（人）	31,552	3,140	7,650	20,488
	比率（％）	—	10.0	24.2	64.9
熊 本 県	人数（人）	819,259	71,768	169,965	560,851
	比率（％）	—	8.8	20.7	68.5
	人数（人）	3,527	564	590	2,361
	比率（％）	—	16.0	16.7	66.9

注：「比率」は、総就業者に対する比率を示す。

「令和2年国勢調査 就業状態等基本集計 男女、年齢（5歳階級）、産業（大分類）別就業者数及び平均年齢（大分県、日田市、熊本県、小国町）」（総務省HP https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00200521&tstat=000001136464&cycle=0&tclass1=000001136467&result_page=1&tclass2val=0、令和8年4月閲覧）より作成

② 生産量及び生産額

イ. 農業

大分県及び日田市並びに熊本県及び小国町における令和5年の主要な農業産出額は、第3.2-4表のとおりである。

日田市の農業産出額は136.1億円で、大分県全体の10.3%となっており、乳用牛が47.6億円と最も多く、次いで果実が30.0億円となっている。

小国町の農業産出額は23.6億円で、熊本県全体の0.6%となっており、乳用牛が9.3億円と最も多く、次いで野菜が6.7億円となっている。

第3.2-4表 主要な農業産出額（令和5年）

（単位：億円）

区 分	総額	耕 種							
		総額	米	麦類	雑穀・豆類	いも類	野菜	果実	花き
大分県	1319.1	839.0	187.7	5.1	1.9	25.6	393.4	156.1	30.0
日田市	136.1 対県比率：10.3%	66.6	9.8	0.0	0.0	0.3	23.3	30.0	×
熊本県	3728.3	2367.7	328.1	8.1	6.4	60.2	1,365.0	391.3	57.5
小国町	23.6 対県比率：0.6%	9.9	2.5	—	0.0	0.5	6.7	0.1	0.0

区 分	耕 種		畜 産						加工 農産物
	工芸 農作物	その他 作物	総額	肉用牛	乳用牛	豚	鶏	その他 畜産物	
大分県	15.4	2.4	475.8	149.7	89.4	83.8	116.1	1.4	4.6
日田市	0.3	×	69.5	5.0	47.6	14.6	2.2	0.2	0.0
熊本県	75.7	8.4	1342.9	435.1	352.6	237.1	258.3	4.9	17.5
小国町	0.1	0.0	13.6	3.5	9.3	×	0.0	×	0.0

注：1. 「0.0」は数値が単位に満たないもの、「—」は該当数字がないもの、「×」は個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないものを示す。

2. 「総額」は、四捨五入の関係で個々の積み上げ結果と必ずしも一致しない。

「市町村別農業産出額（推計）」（農林水産省HP https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sityoson_sansyutu/index.html、令和8年4月閲覧）より作成

ロ．林業

大分県及び日田市における令和6年度の所有形態別林野面積、熊本県及び小国町における令和5年度の所有形態別林野面積は、第3.2-5、6表のとおりである。

日田市における林野面積は55,027haで、大分県全体の12.3%となっており、民有林が90%以上となっている。

小国町における林野面積は10,589haで、熊本県全体の2.3%となっており、民有林が90%以上となっている。

第3.2-5表 大分県及び日田市における所有形態別林野面積（令和6年度）

（単位：ha）

区 分	合 計	国 有	民 有
大分県	447,568	46,088	401,480
日田市	55,027 対県比率：12.3%	2,278	52,749

「大分県林業統計（令和6年度）」（大分県、令和8年）より作成

第3.2-6表 熊本県及び小国町における所有形態別林野面積（令和5年度）

（単位：ha）

区 分	合 計	国 有	民 有
熊本県	459,629	63,565	396,064
小国町	10,589 対県比率：2.3%	394	10,195

「熊本県林業統計要覧（令和5年度（2023年度）版）」（熊本県、令和7年）より作成

ハ．水産業

大分県及び熊本県における内水面漁業魚種別漁獲量は第3.2-7、8表、内水面養殖魚種別漁獲量は第3.2-9、10表のとおりである。

大分県における令和4年の内水面漁業魚種別漁獲量は72tで、魚種別ではあゆが45tと最も多くなっている。熊本県における令和4年の内水面漁業魚種別漁獲量は38tで、あゆが22tと最も多くなっている。

大分県における令和4年の内水面養殖魚種別漁獲量は153tで、魚種別ではあゆが67tと最も多くなっている。熊本県における令和4年の内水面養殖魚種別漁獲量は354tで、うなぎが176tと最も多くなっている。

第3.2-7表 大分県における内水面漁業魚種別漁獲量（令和4年）

（単位：t）

区分	漁獲量計	内水面漁業魚種別漁獲量									
		さけ、ます類	わかさぎ	あゆ	こい	ふな	うぐい・おいかわ	うなぎ	その他の魚類	えび類	その他の水産動物類
大分県	72	1	6	45	3	1	2	3	2	—	7

注：1. 「—」は該当数字がないものを示す。

2. 合計は、四捨五入の関係で内訳の合計と一致しないことがある。

「令和6年版 大分県統計年鑑」（大分県、令和7年）より作成

第3.2-8表 熊本県における内水面漁業魚種別漁獲量（令和4年）

（単位：t）

区分	漁獲量計	内水面漁業魚種別漁獲量									
		その他のさけ、ます類	わかさぎ	あゆ	こい	ふな	うぐい・おいかわ	うなぎ	その他の魚類	えび類	その他の水産動物類
熊本県	38	2	—	22	—	—	10	1	1	—	2

注：1. 「—」は該当数字がないものを示す。

2. 合計は、四捨五入の関係で内訳の合計と一致しないことがある。

「令和6年（2024年）熊本県統計年鑑」（熊本県、令和7年）より作成

第3.2-9表 大分県における内水面養殖魚種別漁獲量（令和4年）

（単位：t）

区 分	漁 獲 量 計	内水面養殖業魚種別収穫量				
		に じ ま す	そ の 他 の ま す 類	あ ゆ	こ い	う な ぎ
大 分 県	153	×	50	67	×	5

注：1. 「×」は個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないものを示す。

2. 合計は、四捨五入の関係で内訳の合計と一致しないことがある。
「令和6年版 大分県統計年鑑」（大分県、令和7年）より作成

第3.2-10表 熊本県における内水面養殖魚種別漁獲量（令和4年）

（単位：t）

区 分	漁 獲 量 計	内水面養殖業魚種別収穫量			
		ま す 類	あ ゆ	こ い	う な ぎ
熊 本 県	354	122	41	15	176

注：合計は、四捨五入の関係で内訳の合計と一致しないことがある。

「令和6年（2024年）熊本県統計年鑑」（熊本県、令和7年）より作成

二．商業

大分県及び日田市並びに熊本県及び小国町における令和3年の商業の状況は、第3.2-11表のとおりである。

日田市における年間商品販売額は914億円で、大分県全体の3.9%、小国町における年間商品販売額は109億円で、熊本県全体の0.3%となっている。

第3.2-11表 商業の状況（令和3年）

区 分	総 数			卸 売 業			小 売 業		
	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	年間商品 販売額 (億円)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	年間商品 販売額 (億円)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	年間商品 販売額 (億円)
大分県	10,967	77,878	23,482	2,371	18,367	11,904	8,596	59,511	11,577
日田市	852	4,580	914 対県比率:3.9%	142	946	293	710	3,634	620
熊本県	16,059	122,004	41,578	3,564	30,926	23,357	12,495	91,078	18,221
小国町	98	480	109 対県比率:0.3%	15	55	27	83	425	81

「令和3年経済センサス-活動調査」（経済産業省HP
<https://www.stat.go.jp/data/e-census/2021/index.html>、令和8年4月閲覧）より作成

ホ．工業

大分県及び日田市並びに熊本県及び小国町における令和3年の工業の状況は、第3.2-12表のとおりである。

日田市における年間製品出荷額は約1,084億円で、大分県全体の2.8%、小国町における年間製品出荷額は約26億円で、熊本県全体の0.1%となっている。

第3.2-12表 工業の状況（令和3年）

区 分	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	年間製品出荷額 (百万円)
大分県	1,404	64,493	3,846,291
日田市	145	3,704	108,429 対県比率：2.8%
熊本県	1,866	89,466	2,819,547
小国町	12	149	2,591 対県比率：0.1%

注：従業員4人以上の事業所を対象。

「令和3年経済センサス-活動調査 製造業に関する集計確報」（e-Stat政府統計の総合窓口HP
<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00200553&tstat=000001145590&cycle=0&metadata=1&data=1>、令和8年4月閲覧）より作成

3.2.2 土地利用の状況

大分県及び日田市並びに熊本県及び小国町における地目別土地面積の状況は、第3.2-13、14表のとおりである。また、「国土数値情報」に基づく土地利用の規制の状況は、第3.2-1図のとおりである。

日田市の総面積は66,603haで、大分県全体の10.5%となっており、山林が52,042ha（市全体の78.1%）と最も多くなっている。

小国町の総面積は6,502haで、熊本県全体の1.6%となっており、山林が3,372ha（町全体の51.9%）と最も多くなっている。

第3.2-13表 大分県の地目別土地面積の状況（令和5年）

（単位：ha）

区 分	総面積	耕地		林野			宅地
			うち田	山林	竹林	原野	
大分県	634,070	54,000	38,500	411,458	14,193	21,993	22,375
日田市	66,603 対県比率：10.5%	3,270	1,750	52,042	779	2,206	1,516

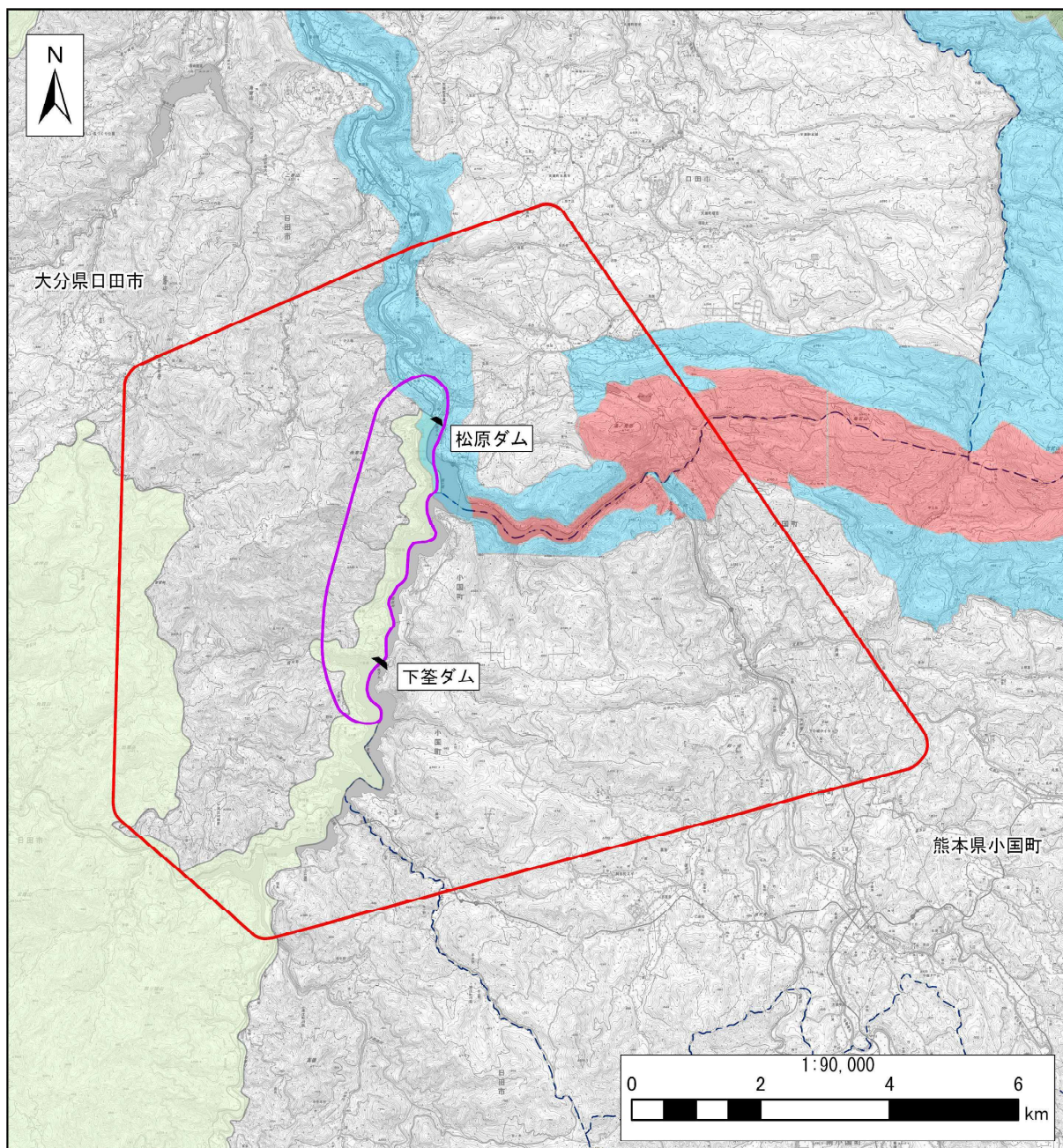
「令和6年版 大分県統計年鑑」（大分県、令和7年）より作成

第3.2-14表 熊本県の地目別土地面積の状況（令和4年）

（単位：ha）

区 分	総面積	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他
熊 本 県	394,595	68,604	56,100	34,199	202,793	19,979	12,100	820
小国町	6,502 対県比率：1.6%	632	354	165	3,372	1,900	79	0.8

「令和6年（2024年） 熊本県統計年鑑」（熊本県、令和7年）より作成



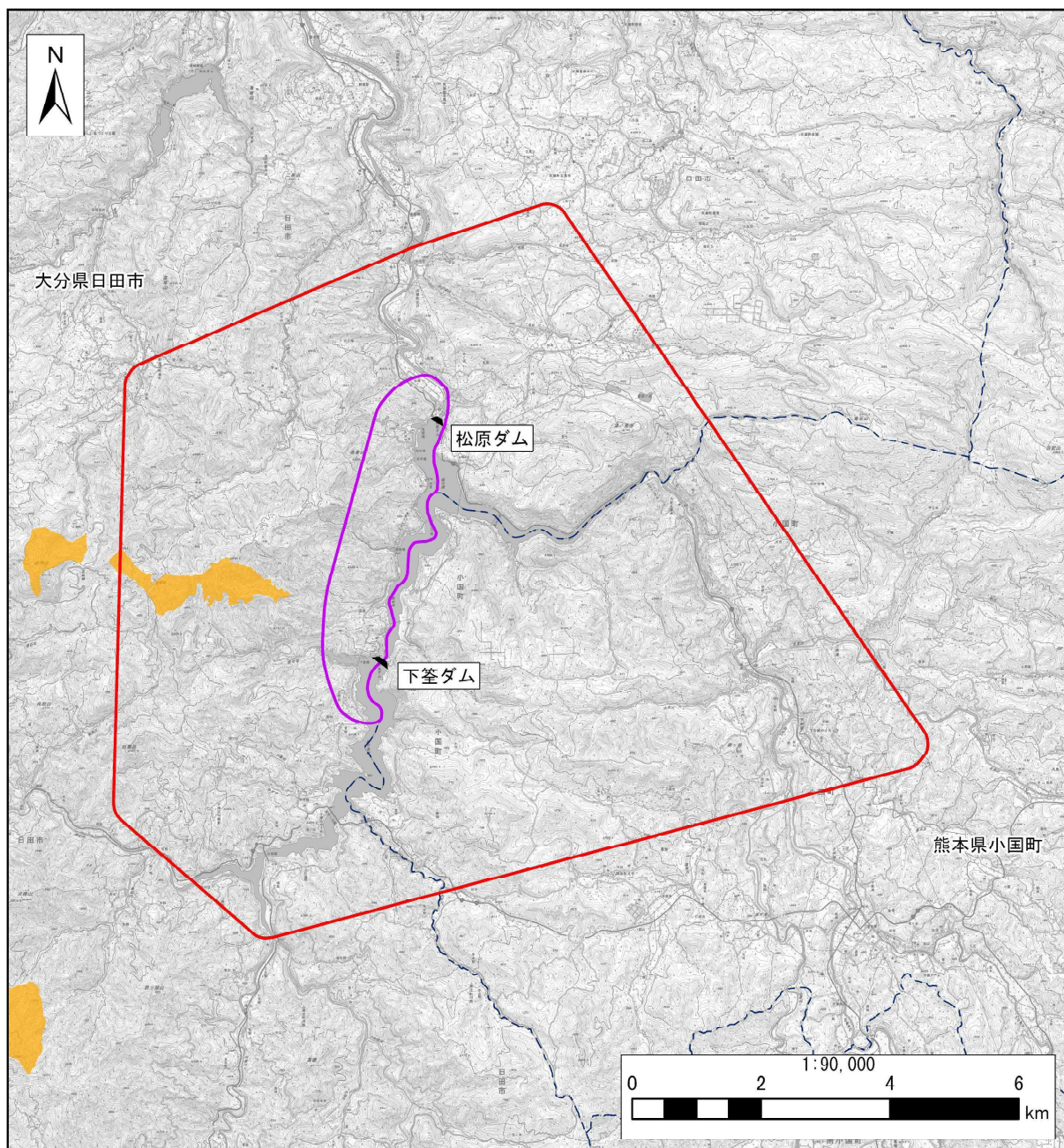
凡 例

- 事業実施想定区域
- 発電所設備の設置検討範囲
- 耶馬口田英彦山国定公園 普通地域
- 耶馬口田英彦山国定公園 第2種特別地域
- 耶馬口田英彦山国定公園 第3種特別地域
- 津江山系県立自然公園 普通地域

「国土数値情報 自然公園地域データ 2015年度（平成27年度）版」（国土交通省HP <https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>、令和8年4月閲覧）より作成

注：事業実施想定区域は、土捨て場工事等を行う可能性のある範囲を包含するよう広く設定した。

第3.2-1図(1) 土地利用の規制状況



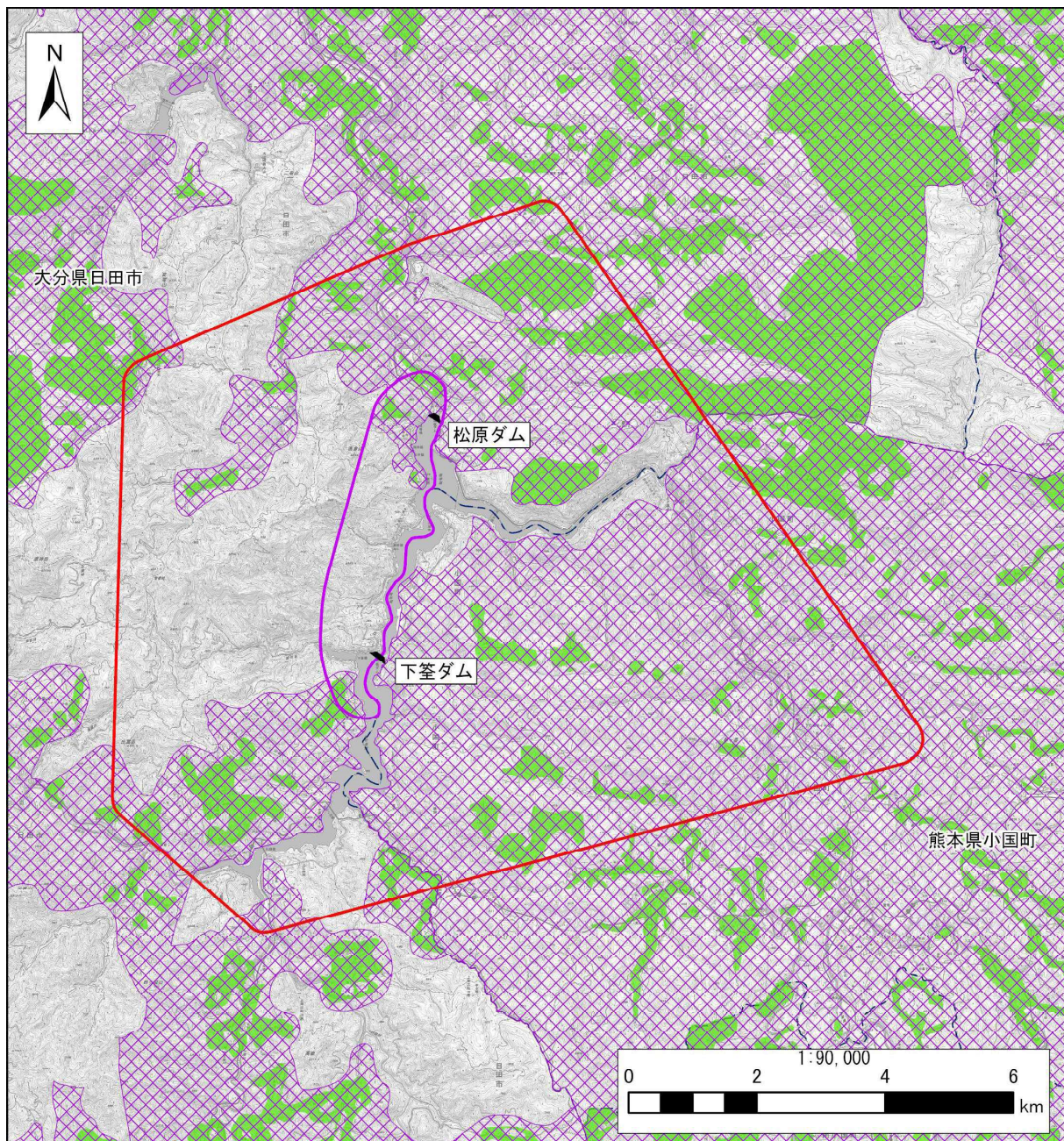
凡 例

- 事業実施想定区域
- 発電所設備の設置検討範囲
- 水源かん養保安林

「国土数値情報 国有林野データ 2024年度（令和6年度）版」（国土交通省HP <https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>、令和8年4月閲覧）
「国土数値情報 森林地域データ 2015年度（平成27年度）版」（国土交通省HP <https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>、令和8年4月閲覧）より作成

注：事業実施想定区域は、土捨場工事等を行う可能性のある範囲を包含するよう広く設定した。

第3.2-1図(2) 土地利用の規制状況



凡 例

- 事業実施想定区域
- 発電所設備の設置検討範囲
- 農業地域
- 農用地区域

「国土数値情報 農業地域データ 2015年度（平成27年度）版」（国土交通省HP <https://nlftp.mlit.go.jp/ksi/>、令和8年4月閲覧）より作成
 注：事業実施想定区域は、土捨て場工事等を行う可能性のある範囲を包含するよう広く設定した。

第3.2-1図(3) 土地利用の規制状況

3.2.3 河川、湖沼の利用並びに地下水の利用の状況

(1) 河川・湖沼の利用状況

① 河川・湖沼の状況及び漁業権の設定状況

事業実施想定区域及びその周囲における主な河川及び湖沼は第3.2-2図に示すとおりであり、本川として一級河川の筑後川（大山川）、湖として梅林湖（松原ダム）、蜂の巣湖（下笠ダム）、湖への流入河川として筑後川（杖立川）、鯛生川、川原川、上野田川が存在する。

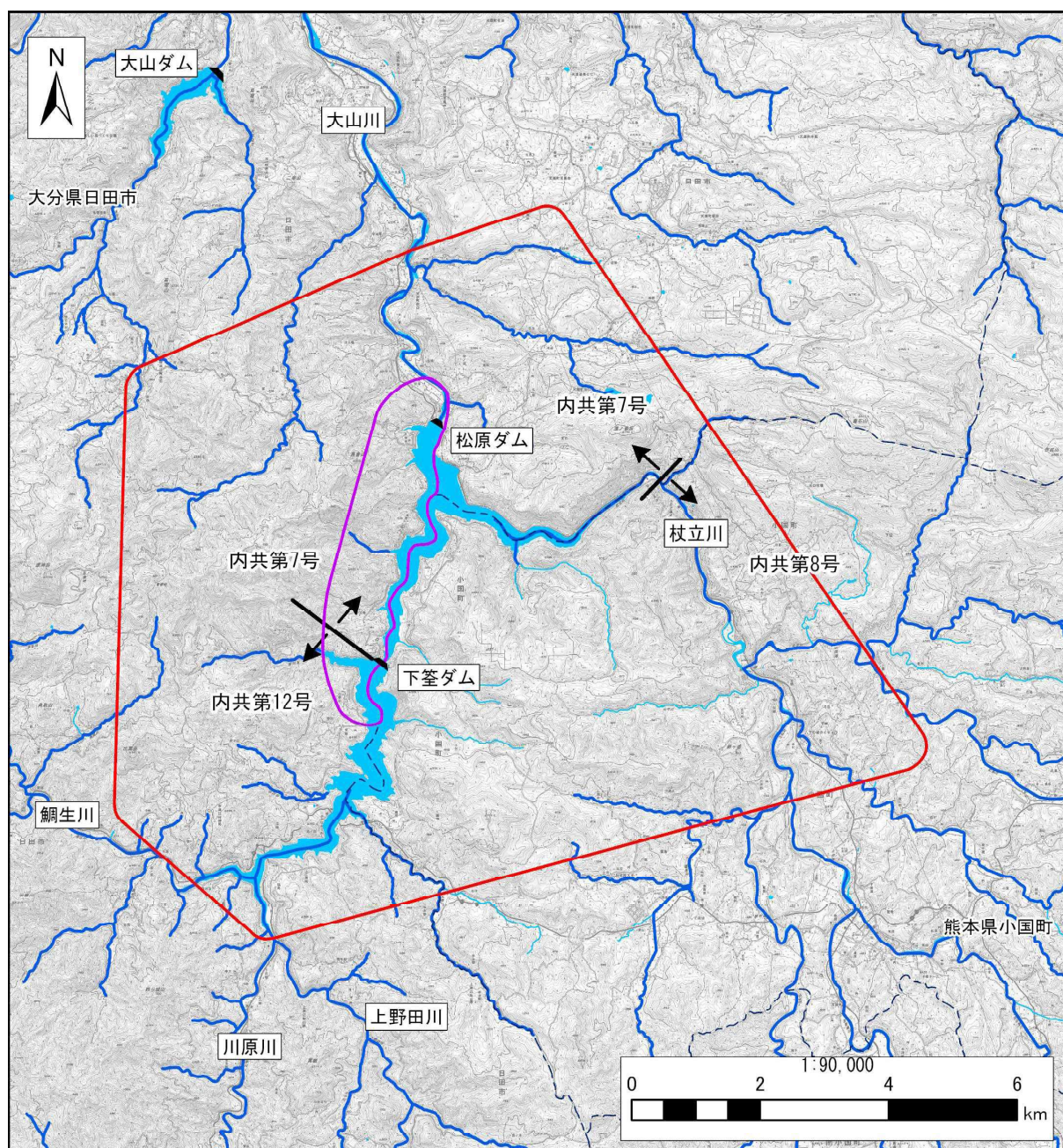
事業実施想定区域及びその周囲における筑後川（大山川）等の内水面には、共同漁業権が設定されており、漁業権の内容は第3.2-15表、漁業権の位置は第3.2-2図のとおりである。

なお、事業実施想定区域及びその周囲における筑後川（大山川）等の内水面では、水産資源保護法に基づく保護水面の設定はない。

第3.2-15表 漁業権の内容（内水面共同漁業権）

免許番号	漁業の種類及び名称		漁業時期	関係地区
内共第7号	第5種共同漁業	うなぎ、ふな、こい、はえ、うぐい、わかさぎ、あゆ、えのは、すっぽん	1月1日～12月31日まで	日田市（中津江村及び上津江町を除く。）
内共第12号	第5種共同漁業	うなぎ、こい、はえ、あゆ、えのは	1月1日～12月31日まで	日田市中津江村及び上津江町並びに熊本県阿蘇郡小国町大字黒淵
内共第8号	第5種共同漁業	あゆ	毎年総会で決定した日から12月31日まで	熊本県阿蘇郡小国町及び南小国町
		こい、ふな、うなぎ、うぐい、おいかわ（はえ）、もくずがに、すっぽん、わかさぎ	1月1日～12月31日まで	
		やまめ	3月1日～9月30日まで	

「漁業権の免許の状況について（漁場マップ）」（水産庁HP
https://www.jfa.maff.go.jp/j/enoki/gyogyouken_jouhou3.html、令和8年4月閲覧）より作成



凡 例

- 事業実施想定区域
- 発電所設備の設置検討範囲
- 内水面漁業権

「環境アセスメントデータベース（EADAS）」（環境省HP <https://eadas.env.go.jp/eiadb/ebidbs/>、令和8年4月閲覧）
「国土数値情報 河川データ 2009年度～2006年度（平成21年度～平成18年度）版」（国土交通省HP <https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>、令和8年4月閲覧）より作成

注：事業実施想定区域は、土捨場工事等を行う可能性のある範囲を包含するよう広く設定した。

第3.2-2図 内水面漁業権

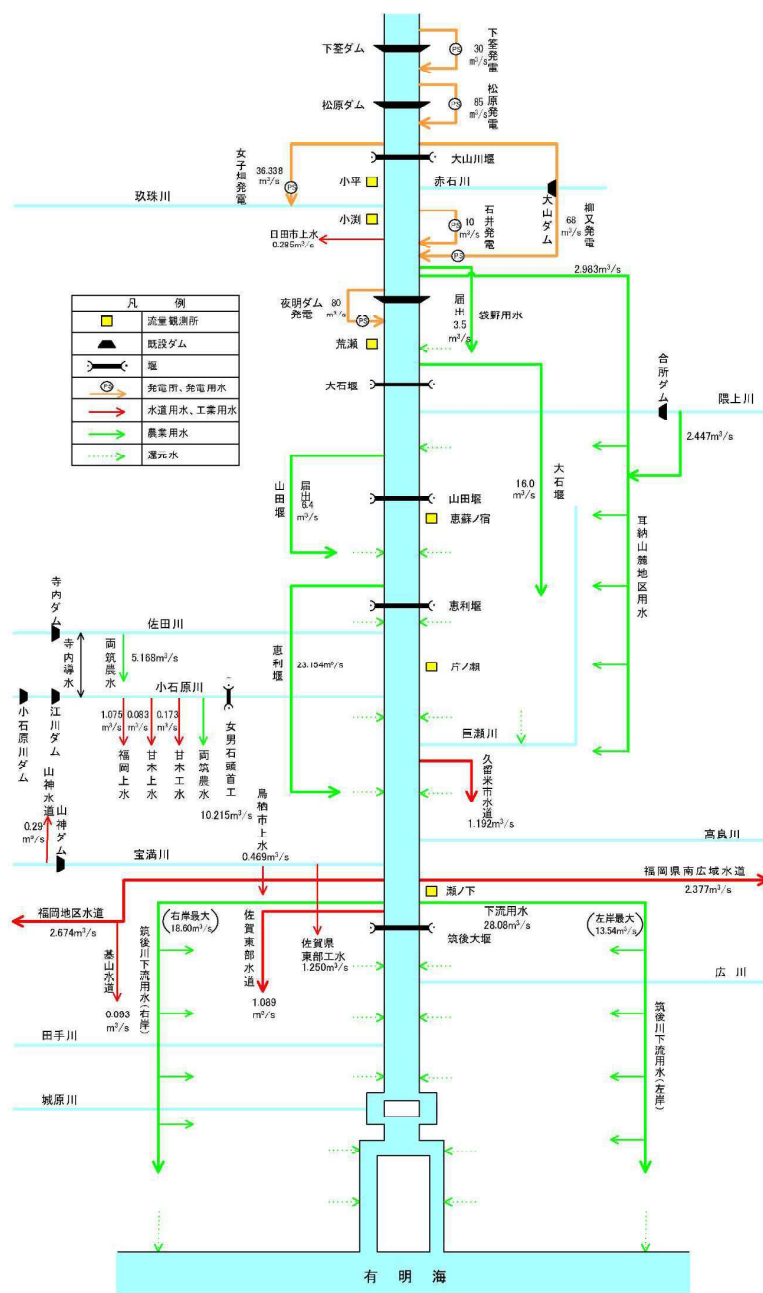
② 水利用の現況

筑後川取水系統図は、第3.2-3図に示すとおりである。

「筑後川水系河川整備計画（大臣管理区間）」によると、筑後川の水は、古くから農業用水に利用され、現在では発電用水、工業用水、水道用水等、多目的に利用されている。

発電用水の利用は、明治40年に日田市の石井発電所が運転を開始したのを初めとして、現在では、筑後川上流及び玖珠川等に21箇所の水力発電所がある。

水道用水の利用は、久留米市の昭和5年の取水を初めとして、その後、日田市、鳥栖市及び旧甘木市等に利用が拡大されてきた。



「筑後川水系河川整備計画【大臣管理区間】（令和4年9月変更）」（国土交通省、令和4年）より作成

第3.2-3図 筑後川取水系統図

(2) ため池の利用状況

事業実施想定区域及びその周囲のため池は、主に農業用水に使用されている。

「大分県のため池」(大分県HP

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/15980/oitaken-tameike.html>、令和8年4月閲覧)

「熊本県農業用ため池データベース」(熊本県HP

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/86/78503.html>、令和8年4月閲覧)より作成

(3) 地下水の利用状況

日田市及び小国町における井戸の状況は、第3.2-16、17表のとおりであり、生活用等への利用として、日田市では上水道及び専門水道、小国町では上水道及び簡易水道に利用されている。

第3.2-16表 日田市及び小国町の井戸の状況(令和4年度)

単位:本

用途区分 市・町	生活用	都市用	工業用	農業用	その他	未利用	合計
日田市	25	1	7	0	5	0	38
小国町	—	—	—	—	—	—	—

注:1.昭和27年からの深井戸(概ね30m以深)を対象とした。

2.「—」は、該当情報を確認できなかったことを示す。

「国土数値情報ダウンロードサービス」(国土地理院HP <https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>、令和8年4月閲覧)より作成

第3.2-17表 日田市及び小国町の地下水利用の状況(令和6年3月31日現在)

市・町	区分	原水の種別	か所	現在給水人口 [人]	計画1日最大 給水量 [m ³ /日]
日田市	上水道	貯水池	1	47,043	27,100
		表流水	5		
		湧水	3		
		深井戸	35		
		伏流水	1		
小国町	簡易水道	—	—	—	—
	専用水道	深井戸	20	664	3,122
		伏流水	1		
		湧水	1		
		—	—		
小国町	上水道	深井戸	5	5,766	3,012
	簡易水道	湧水等	3		
		伏流水	1		
小国町	専用水道	—	—	—	—
	—	—	—	—	—

注:「—」は、該当情報の記載がないことを示す。

「令和5年度大分県の水道(令和6年3月31日現在)」(大分県HP

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/13350/water29.html>、令和8年4月閲覧)

「熊本県の水道(令和6年3月31日現在)」(熊本県HP

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/51/253840.html>、令和8年4月閲覧)より作成

3.2.4 交通の状況

(1) 交通

事業実施想定区域及びその周囲における主要な道路は、第3.2-4図のとおりである。

主要な道路としては一般国道212号等がある。

令和3年度における主要な道路の交通量は第3.2-18表のとおりである。

第3.2-18表 (1) 主要な道路の交通量 (令和3年度)

図中 番号	道路種別	路線名	起点	終点	昼間12時間 自動車類 交通量 (台)	昼間12時間 大型車混入 率 (%)
1	一般国道	一般国道212号	日田鹿本線	一般国道212号	4,897	14.9
2			一般国道212号	栃野西大山線	4,897	14.9
3			一般国道212号		4,897	14.9
4				西大山大野日田線	4,231	17.5
5			西大山大野日田線	天瀬阿蘇線	4,231	17.5
6			栃野西大山線	北里宮原線	2,388	16.2
7			天瀬阿蘇線	天瀬阿蘇線	2,388	16.2
8			天瀬阿蘇線	一般国道212号	2,388	16.2
9			一般国道212号	小国町・南小国町境	2,969	12.9
10			北里宮原線	小国停車場線	2,969	12.9
11			小国停車場線	一般国道387号	2,969	12.9
12			一般国道387号	天瀬阿蘇線	8,334	8.3
13			小国町・南小国町境	南小国波野線	8,334	8.3
14			南小国波野線	南小国上津江線	8,334	8.3
15			南小国上津江線	南小国町・阿蘇市境	8,334	8.3
16		一般国道387号		北里宮原線	2,943	11.6
17			北里宮原線	一般国道442号	2,943	11.6
18			一般国道442号	上野田黒淵線	2,943	11.6
19			小国停車場線	小国停車場線	2,943	11.6
20			小国停車場線	一般国道212号	2,943	11.6
21			一般国道212号	日田鹿本線	1,545	11.1
22			上野田黒淵線	一般国道387号	1,545	11.1
23			一般国道387号	天瀬阿蘇線	2,561	14.5
24			天瀬阿蘇線	天瀬阿蘇線	2,561	14.5
25			天瀬阿蘇線	一般国道442号	2,561	14.5
26			一般国道442号	天瀬阿蘇線	2,561	14.5
27			天瀬阿蘇線	小国停車場線	1,154	16.3
28			天瀬阿蘇線	一般国道387号	1,154	16.3
29		一般国道442号	満願寺黒川線	南小国町・小国町境	2,244	14.3
30			南小国町・小国町境	一般国道387号	3,593	7.8
31			一般国道387号	市道(旧:日田鹿本線)	515	16.5
32	主要地方道(県道)	天瀬阿蘇線	一般国道210号	一般国道212号	604	10.1

第3.2-18表 (2) 主要な道路の交通量 (令和3年度)

図中 番号	道路種別	路線名	起点	終点	昼間12時間 自動車類 交通量 (台)	昼間12時間 大型車混入 率 (%)
33	主要地方道 (県道)	天瀬阿蘇線	岩戸五馬日田線	一般国道387号	270	8.1
34			天瀬阿蘇線	上野田黒淵線	1,753	18
35			天瀬阿蘇線	栃野西大山線	1,627	17
36			栃野西大山線	一般国道387号	1,627	17
37			一般国道387号	天瀬阿蘇線	748	10.2
38			一般国道387号	川原上野田線	748	10.2
39			川原上野田線	上野田黒淵線	748	10.2
40		日田鹿本線	一般国道212号	岩戸五馬日田線	64	17.2
41			市道 (旧:日田鹿本線)	市道 (旧:日田鹿本線)	64	17.2
42			市道 (旧:日田鹿本線)	西大山大野日田線	64	17.2
43			西大山大野日田線	西大山大野日田線	64	17.2
44			西大山大野日田線	一般国道442号	64	17.2
45		南小国波野線	一般国道212号	南小国上津江線	2,181	8
46			南小国上津江線	満願寺黒川線	2,181	8
47	一般県道	南小国上津江線	南小国波野線	一般国道212号	400	11
48			一般国道212号	南小国上津江線	400	11
49		上野田黒淵線	上野田黒淵線	一般国道387号	125	0
50			天瀬阿蘇線	一般国道387号	23	0
51		小国停車場線	一般国道387号	一般国道212号	7,858	3.9
52			一般国道387号	一般国道212号	7,858	3.9
53		北里宮原線	一般国道387号	栃野西大山線	314	11.2
54		栃野西大山線	栃野西大山線	一般国道212号	1,701	16.6
55			栃野西大山線	栃野西大山線	1,701	16.6
56			栃野西大山線	栃野西大山線	1,701	16.6
57			栃野西大山線	栃野西大山線	1,692	22.8
58			天瀬阿蘇線	一般国道212号	1,692	22.8
59		小畑日田線	西大山大野日田線		278	11.9
60		菅原山浦線	玖珠町・日田市境	日田市・玖珠町境	524	21.4
61			日田市・玖珠町境	玖珠町・日田市境	524	21.4
62			玖珠町・日田市境	日田市・玖珠町境	524	21.4
63		菅原戸畑線	九重町・玖珠町境	玖珠町・日田市境	524	21.4
64		岩戸五馬日田線	天瀬阿蘇線	日田鹿本線	208	13.9
65		西大山大野日田線	一般国道212号	県道9号日田鹿本線	409	22.5
66		川原上野田線		天瀬阿蘇線	14	0

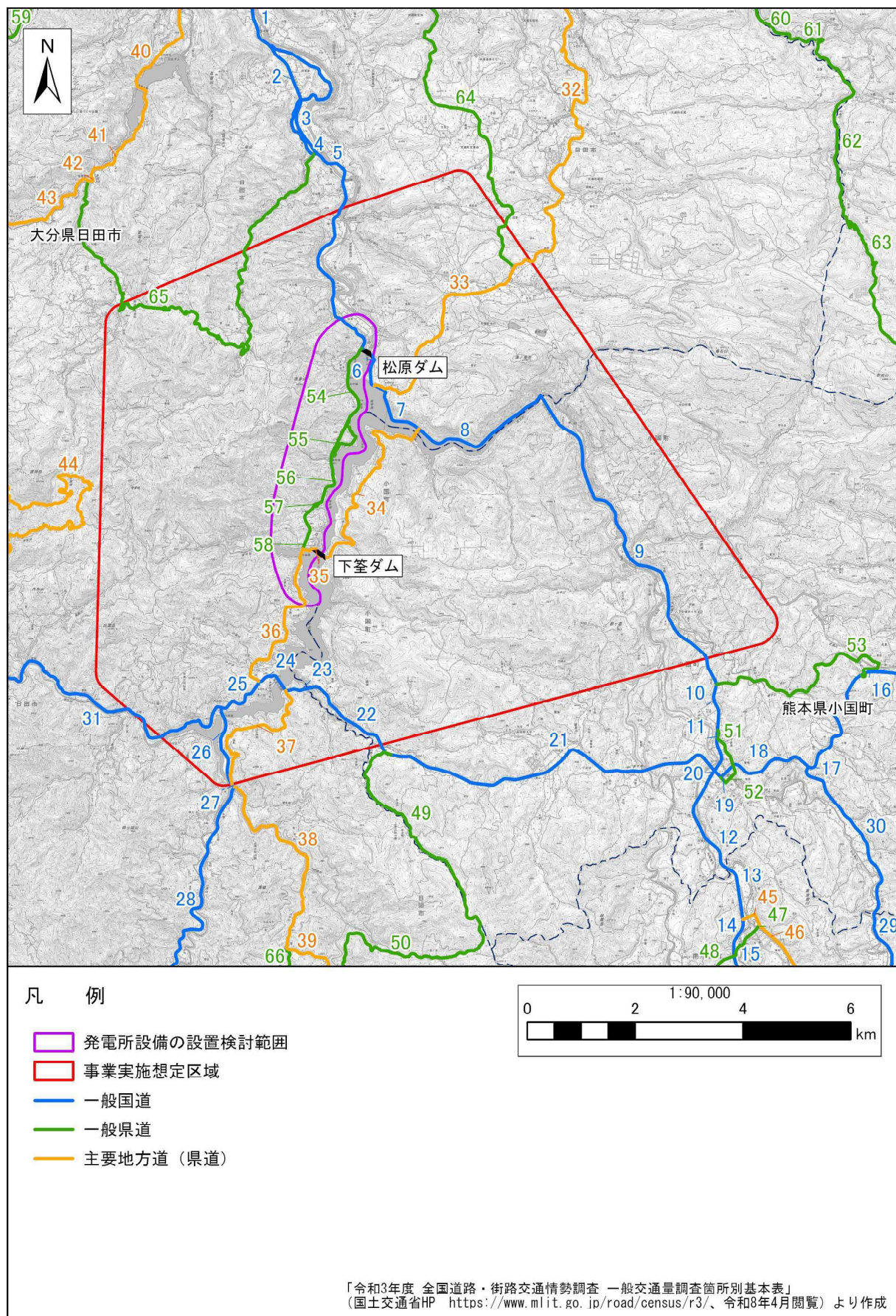
注: 1. 12時間交通量は、平日の7時から19時までの往復交通量である。

2. 図中番号は、第3.2-4図中の番号に対応する。

3. 交通量調査を行われていない路線において、昼間12時間自動車類交通量、昼間12時間大型車混入率 (%) のデータは推定値であり、斜体表示で示す。

「令和3年度 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査箇所別基本表」(国土交通省HP

<https://www.mlit.go.jp/road/census/r3/>、令和8年4月閲覧)より作成



第3.2-4図 主要な道路及び交通量観測区間

3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

事業実施想定区域及びその周囲における学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の状況は第3.2-19表、配置状況は第3.2-5図のとおりである。

発電所設備の設置検討範囲の最寄りの学校、病院等としては、南南西約1.6kmに日田市立津江小学校及び日田市立津江中学校、北東約1.9kmに日田市立東溪診療所出口出張診療所、北北東約1.7kmに渡辺医院前津江出張診療所並びに北北東約5.0kmに介護保険サービスセンター喜楽苑及び喜楽苑訪問介護事業所及び特別養護老人ホーム喜楽苑がある。

事業実施想定区域及びその周囲には、住居等が分布している。

第3.2-19表 環境の保全についての配慮が特に必要な施設の状況

図中番号	区 分	名 称
1	幼稚園	小国幼稚園
2	小学校	日田市立津江小学校
3		日田市立いつま小学校
4		小国町立小国小学校
5	中学校	日田市立五馬中学校
6		日田市立津江中学校
7		小国町立小国中学校
8	高等学校	熊本県立小国高等学校
9	特別支援学校	熊本県立小国支援学校
10	医療施設	日田市立東溪診療所塚田出張診療所
11		日田市立東溪診療所出口出張診療所
12		奥平医院
13		渡辺医院前津江出張診療所
14		日田市立上津江診療所
15		おおむら内科クリニック
16		養護老人ホーム悠和の里医務室
17		おぐに整形外科
18		小国公立病院
19		鶴田医院
20	福祉施設	介護保険サービスセンター喜楽苑
21		喜楽苑訪問介護事業所
22		特別養護老人ホーム喜楽苑
23		サポートセンター第一悠愛
24		グリーンハートおぐに
25		悠和の里
26		リハセンターみどりの里
27		朝日が丘

注：図中番号は、第3.2-5図中の番号に対応する。

「国土数値情報 学校データ 2023年度（令和5年度）版」（国土交通省HP

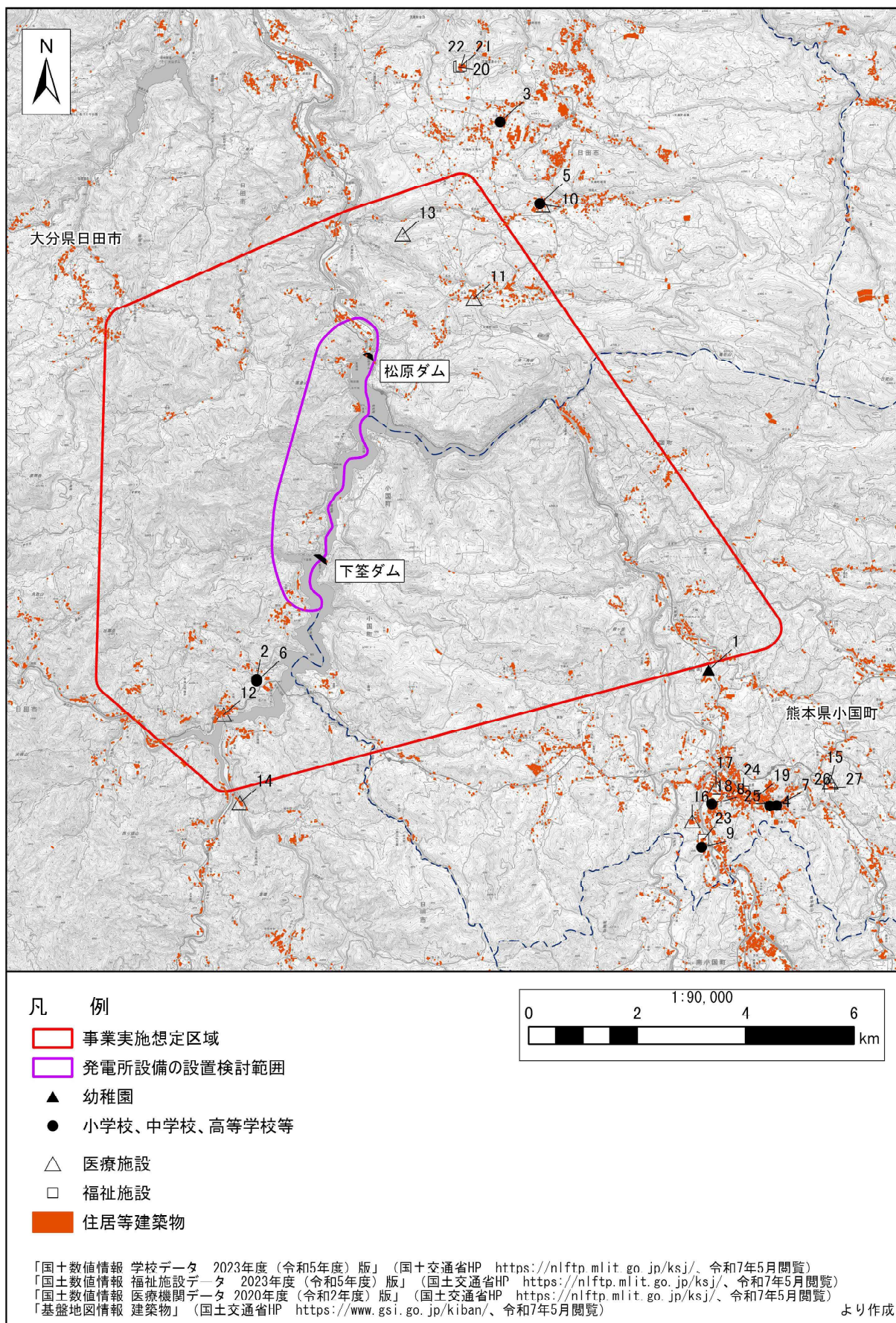
<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>、令和8年4月閲覧）

「国土数値情報 医療機関データ 2020年度（令和2年度）版」（国土交通省HP

<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>、令和8年4月閲覧）

「国土数値情報 福祉施設データ 2023年度（令和5年度）版」（国土交通省HP

<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>、令和8年4月閲覧）より作成



第3.2-5図 環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置状況及び住宅等の分布状況

3.2.6 下水道の整備状況

大分県及び日田市並びに熊本県及び小国町における令和6年度末現在の下水道の整備状況は、第3.2-20表のとおりである。

第3.2-20表 下水道の整備状況（令和6年度末）

区 分	汚水処理人口 (人)	汚水処理 人口普及率 (%)	下水道 処理人口 (人)	下水道 処理人口普及率 (%)
大 分 県	920,447	84.0	622,246	56.8
日田市	52,929	88.7	44,396	74.4
熊 本 県	1,545,172	90.5	1,221,698	71.5
小国町	4,517	72.6	0	0

「令和6年度末の汚水処理人口普及状況について」（国土交通省HP https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo13_hh_000669.html、令和8年4月閲覧）

「大分県の生活排水処理の現況（令和6年度末）」（大分県HP <https://www.pref.oita.jp/soshiki/18800/ooitaken-seiaktuhaisuisyori-r6.html>、令和8年4月閲覧）

「熊本県の汚水処理人口普及状況（令和6年度末）」（熊本県HP <https://www.pref.kumamoto.jp/uploaded/attachment/287855.pdf>、令和8年4月閲覧）より作成

3.2.7 廃棄物の状況

（1）一般廃棄物

大分県及び日田市並びに熊本県及び小国町における令和6年度の一般廃棄物の処理状況は、第3.2-21表のとおりである。

日田市の一般廃棄物の総排出量は19,282 t で、最終処分量は1,478 t 、リサイクル率は16.1%となっている。小国町の一般廃棄物の総排出量は2,280 t で、最終処分量は101 t 、リサイクル率は58.2%となっている。

なお、小国町は、阿蘇広域行政事務組合において、複数の市町村による共同でのごみ処理及びごみの燃料化の取り組みを行っているため、リサイクル率が高くなっている。

第3.2-21表 一般廃棄物の処理状況（令和6年度）

区 分	総排出量 (t)	処 理 量					最 終 処分量 (t)	リサイク ル率 (%)
		直 接 焼却量 (t)	直 接 最 終 処分量 (t)	焼却以外 の中間 処理量 (t)	直 接 資源化 量 (t)	合 計 (t)		
大 分 県	355,799	295,764	2,231	47,444	8,033	353,472	24,149	17.3
日田市	19,282	14,101	362	3,415	1,357	19,235	1,478	16.1
熊 本 県	515,922	396,174	2,481	101,209	7,978	507,842	45,320	19.8
小国町	2,280	0	0	2,280	0	2,260	101	58.2

注：リサイクル率は、本表に記載のない中間処理後再生利用量等を含めて算出した値を示す。

「一般廃棄物処理実態調査結果 令和6年度調査結果」（環境省HP

https://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/ippan/r5/index.html、令和8年4月閲覧）より作成

(2) 産業廃棄物

大分県及び熊本県における令和5年度の産業廃棄物の排出量は、第3.2-22表のとおりである。

大分県の産業廃棄物の発生量は9,494千tで、最終処分量は80千t、資源化量は8,508千tとなっている。熊本県の産業廃棄物の発生量は7,530千tで、最終処分量は107千t、資源化量は4,035千tとなっている。

第3.2-22表 産業廃棄物の処理状況（令和5年度）

区 分	発生量 (千 t)	減量化量 (千 t)	資源化量 (千 t)	資源化量		最終処分量 (千 t)	その他 (千 t)
				有償物量 (千 t)	再生利用量 (千 t)		
大 分 県	9,494	906	8,508	6,378	2,130	80	0
熊 本 県	7,530	3,387	4,035	69	3,966	107	0

注：表中の値は、四捨五入の関係で個々の積み上げ結果と必ずしも一致しない。

「第6次大分県廃棄物処理計画」（大分県、令和8年4月閲覧）

「熊本県廃棄物処理計画（第5期）」（熊本県、令和8年4月閲覧）より作成

また、事業実施想定区域を中心とした半径約50kmの範囲における中間処理施設及び最終処分場は第3.2-23表、産業廃棄物処理施設の立地状況は第3.2-6図のとおりである。

第3.2-23表（1） 中間処理施設及び最終処分場

県	市町村	中間処理施設（か所）	最終処分場（か所）	計（か所）
大分県	大分市	52	10	62
	別府市	5	0	5
	中津市	4	2	6
	日田市	6	2	8
	竹田市	3	1	4
	杵築市	1	0	1
	宇佐市	9	0	9
	豊後大野市	5	0	5
	由布市	0	0	0
	日出町	3	0	3
	九重町	0	0	0
	玖珠町	3	0	3
熊本県	熊本市	62	9	71
	荒尾市	4	0	4
	玉名市	6	0	6
	山鹿市	6	0	6
	菊池市	3	0	3
	阿蘇市	4	0	4
	合志市	3	0	3
	玉東町	2	0	2
	南関町	0	0	0
	長洲町	2	0	2
	和水町	0	0	0
	大津町	7	0	7

第3.2-23表（2） 中間処理施設及び最終処分場

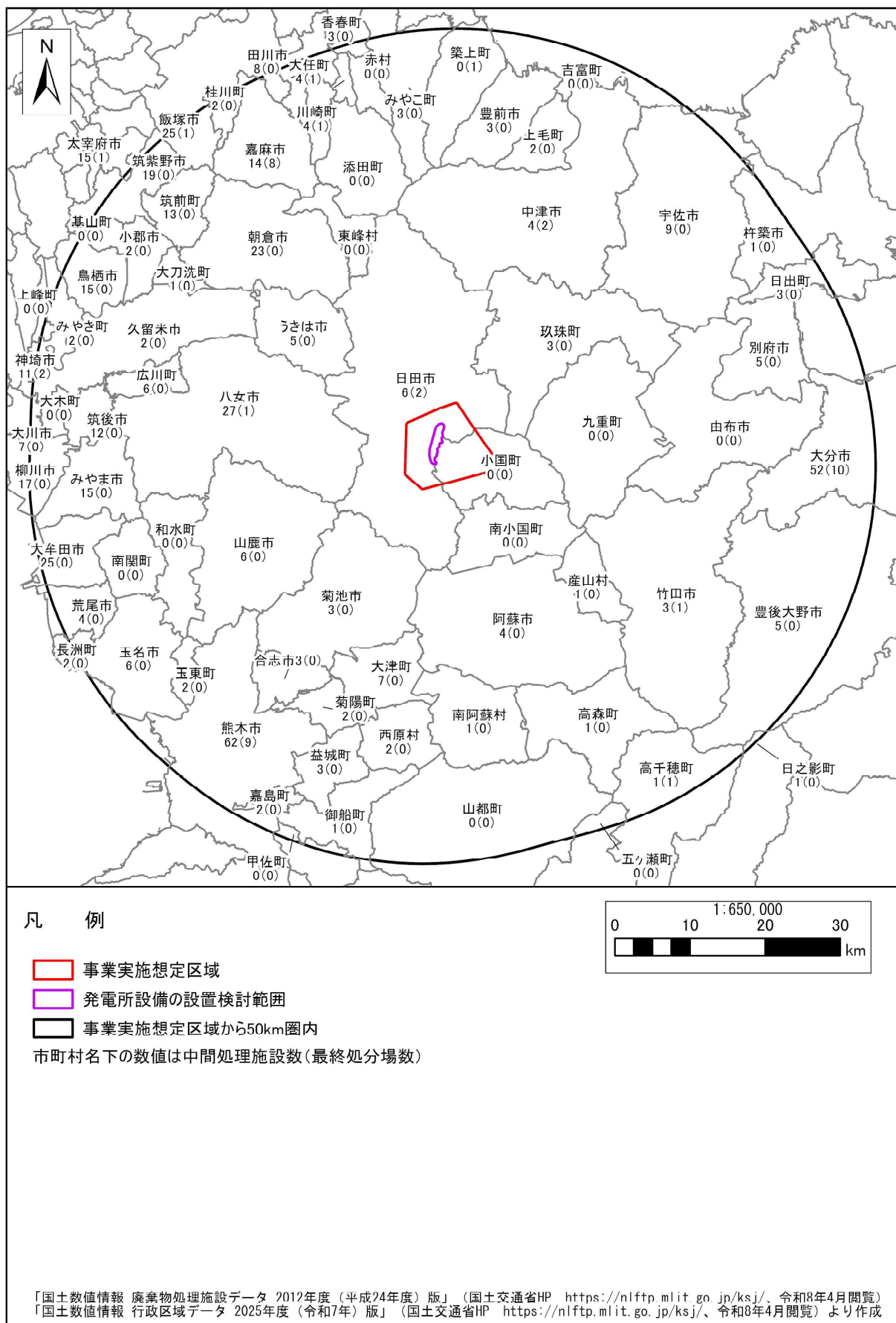
県	市町村	中間処理施設（か所）	最終処分場（か所）	計（か所）
熊本県	菊陽町	2	0	2
	南小国町	0	0	0
	小国町	0	0	0
	高森町	1	0	1
	御船町	1	0	1
	嘉島町	2	0	2
	益城町	3	0	3
	甲佐町	0	0	0
	山都町	0	0	0
	産山村	1	0	1
	西原村	2	0	2
	南阿蘇村	1	0	1
福岡県	大牟田市	25	0	25
	久留米市	2	0	2
	飯塚市	25	1	26
	田川市	8	0	8
	柳川市	17	0	17
	八女市	27	1	28
	筑後市	12	0	12
	大川市	7	0	7
	豊前市	3	0	3
	小郡市	2	0	2
	筑紫野市	19	0	19
	太宰府市	15	1	16
	うきは市	5	0	5
	嘉麻市	14	8	22
	朝倉市	23	0	23
	みやま市	15	0	15
	桂川町	2	0	2
	筑前町	13	0	13
	大刀洗町	1	0	1
	大木町	0	0	0
	広川町	6	0	6
	香春町	3	0	3
	添田町	0	0	0
	川崎町	4	1	5
	大任町	4	1	5
	みやこ町	3	0	3
	吉富町	0	0	0
	上毛町	2	0	2
	築上町	0	1	1
	東峰村	0	0	0
	赤村	0	0	0

第3.2-23表（3） 中間処理施設及び最終処分場

県	市町村	中間処理施設（か所）	最終処分場（か所）	計（か所）
佐賀県	鳥栖市	15	0	15
	神埼市	11	2	13
	基山町	0	0	0
	みやき町	2	0	2
	上峰町	0	0	0
宮崎県	高千穂町	1	1	2
	日之影町	1	0	1
	五ヶ瀬町	0	0	0
合計		490	41	531

「国土数値情報 廃棄物処理施設データ 2012年度（平成24年度）版」（国土交通省HP
<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>、令和8年4月閲覧）

「国土数値情報 行政区域データ 2025年（令和7年）版」（国土交通省HP
<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>、令和8年4月閲覧）より作成



注：事業実施想定区域は、土捨て場工事等を行う可能性のある範囲を包含するよう広く設定した。

第3.2-6図 産業廃棄物処理施設の立地状況

3.2.8 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

(1) 公害関係法令等

① 環境基準

イ. 大気汚染

大気汚染に係る環境基準は、「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づく「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第25号)、「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年環境庁告示第38号)、「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」(平成9年環境庁告示第4号)及び「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成21年環境省告示第33号)により、第3.2-24表のとおり定められている。

なお、大気汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用されない。

第3. 2-24表(1) 大気汚染に係る環境基準

(昭和48年環境庁告示第25号)
(昭和53年環境庁告示第38号)
(平成 9年環境庁告示第 4号)
(平成21年環境省告示第33号)
(令和8年環境省告示第8号)

物 質	環 境 上 の 条 件	評 価 方 法	
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。 (昭和48年環境庁告示第25号)	長期的 評 価	1日平均値の年間2%除外値が0.04ppm以下であること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。 (昭和48年環大企第143号)
		短期的 評 価	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。 (昭和48年環大企第143号)
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。 (昭和53年環境庁告示第38号)	1日平均値の年間98%値が0.06ppm以下であること。 (昭和53年環大企第262号)	
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。 (昭和48年環境庁告示第25号)	長期的 評 価	1日平均値の年間2%除外値が10ppm以下であること。ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。 (昭和48年環大企第143号)
		短期的 評 価	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。 (昭和48年環大企第143号)
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。 (昭和48年環境庁告示第25号)	長期的 評 価	1日平均値の年間2%除外値が0.10mg/m ³ 以下であること。ただし、1日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続しないこと。 (昭和48年環大企第143号)
		短期的 評 価	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。 (昭和48年環大企第143号)
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。 (平成21年環境省告示第33号)	長期基準(1年平均値が15μg/m ³ 以下であること)及び短期基準(1日平均値の年間98パーセンタイル値が35μg/m ³ 以下であること)の両者の基準を達成すること。 (平成21年環水大総発第090909001号)	
光化学オキシダント	オゾンとして、8時間値が0.07ppm以下であり、かつ、日最高8時間値の1年平均値が0.04ppm以下であること。 (令和8年環境省告示第8号)	長期的 評 価	日最高8時間値の1年平均値を長期基準(年平均値0.04ppm以下)と比較する。 (令和8年環境省告示第8号)
		短期的 評 価	日最高8時間値(1日の8時間値の中で最も高いもの)の年間99パーセンタイル値(年間における光化学オキシダントの日最高8時間値のうち、低い方から99%に相当するもの)を短期基準(8時間値0.07ppm以下)と比較する。 (令和8年環境省告示第8号)

第3. 2-24表(2) 大気汚染に係る環境基準

物 質	環 境 上 の 条 件	評 価 方 法
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。 (平成9年環境庁告示第4号)	
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。 (平成9年環境庁告示第4号)	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。 (平成9年環境庁告示第4号)	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。 (平成9年環境庁告示第4号)	
備考：1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。 2. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。 3. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。		

ロ. 騒音

騒音に係る環境基準は、「環境基本法」に基づく「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号）により、第3.2-25表のとおり定められている。

事業実施想定区域が位置する日田市では、都市計画法の用途地域に従って、市街地を中心に地域の騒音環境基準の類型指定が行われており、事業実施想定区域及びその周囲における類型指定はない。

小国町では、第3.2-7図に示すとおり全域が騒音環境基準C類型に指定されている。

なお、第3.2-25表の環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音については、適用されない。

第3.2-25表 騒音に係る環境基準

(平成10年環境庁告示第64号)

地域の類型	基準値 (LAeq)	
	昼 間	夜 間
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

注：1. 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

2. AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

3. Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

4. Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

5. Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

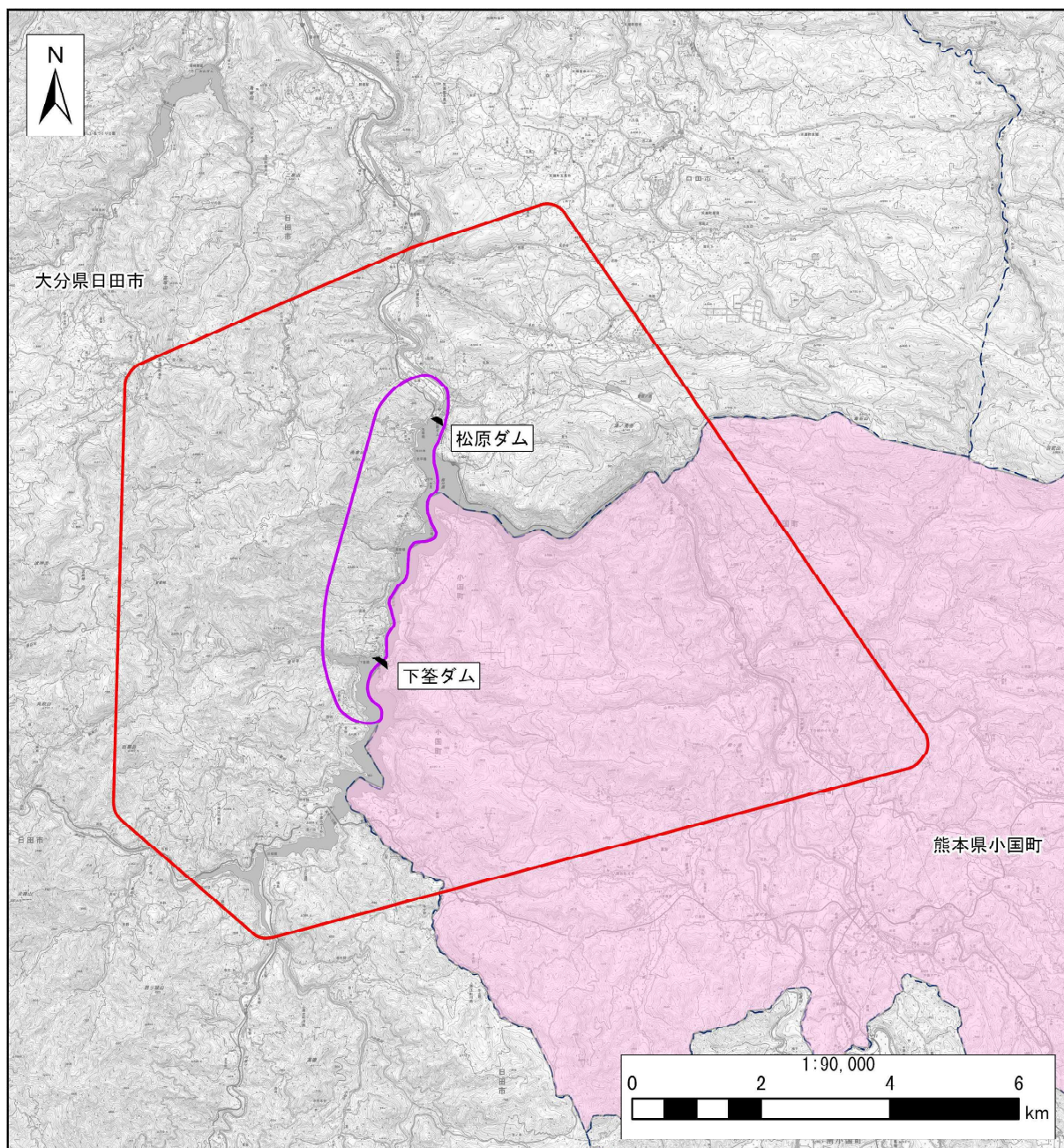
ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値 (LAeq)	
	昼 間	夜 間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下
備考：車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。		

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値 (LAeq)	
昼 間	夜 間
70デシベル以下	65デシベル以下
備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	

注：「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。）等をいい、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路は道路端から15mまでの範囲、また2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路は道路端から20mまでの範囲をいう。



凡 例

- 事業実施想定区域
- 発電所設備の設置検討範囲
- C類型

「日田市の騒音環境基準」（大分県HP <https://www.pref.oita.jp/soshiki/13350/k-hita.html>、令和8年4月閲覧）
 「熊本県環境保全関係基準集（ハンドブック）（令和8年一部改訂）版」（熊本県、令和8年）より作成

注：事業実施想定区域は、土捨て場工事等を行う可能性のある範囲を包含するよう広く設定した。

第3.2-7図 騒音に係る環境基準の類型指定状況

ハ．水質汚濁

水質汚濁に係る環境基準は、「環境基本法」に基づく「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）及び「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第10号）により、公共用水域については第3.2-26～28表、地下水については第3.2-29表のとおり定められている。

（イ）人の健康の保護に関する環境基準

人の健康の保護に関する環境基準は、全公共用水域に適用される。

（ロ）生活環境の保全に関する環境基準

第3.2-8図に示すとおり事業実施想定区域が位置する松原ダム貯水池は、「環境基本法に基づく公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定」（平成22年環境省告示第46号）により湖沼A類型・湖沼生物B類型、筑後川水系の筑後川（大山川）（松原ダムより下流）は河川A類型・河川生物B類型、筑後川水系の筑後川（杖立川）（松原ダムより上流）のうち北里川合流点より下流は河川AA類型・河川生物B類型、北里川合流点より上流は河川AA類型・河川生物A類型に指定されている。下釜ダム貯水池は、環境基準の指定はない。

（ハ）地下水の水質汚濁に係る環境基準

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、全ての地下水に適用される。

第3.2-26表 水質汚濁に係る環境基準（人の健康の保護に関する環境基準）

（昭和46年環境庁告示第59号）

項 目	基準値	項 目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	シマジン	0.003mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
PCB	検出されないこと。	ベンゼン	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1 mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下		
備考：1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、告示の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用されない。 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと日本産業規格K0102-2 14.2、14.3又は14.4により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。			

第3.2-27表(1) 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準）
河川（湖沼を除く。）

ア．生活環境の保全

（昭和46年環境庁告示第59号）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質質量 (SS)	溶存酸素量 (D0)	大腸菌数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	20 CFU/100mL 以下
A	水道2級、水産1級及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	300 CFU/100mL 以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	1,000 CFU/100mL 以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L以上	—

備考：1. 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値(年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目(nは日間平均値のデータ数)のデータ値(0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)
2. 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする(湖沼もこれに準ずる。)
3. 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であつて、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)
4. 水道1級を利用目的としている地点(自然環境保全を利用目的としている地点を除く。)については、大腸菌数100CFU/100mL以下とする。
5. いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点(自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く。)については、大腸菌数 300CFU/100mL 以下とする。
6. 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない(湖沼、海域もこれに準ずる。)
7. 大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位 (Colony Forming Unit))/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
- 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
- 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
- 水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
- 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
- 工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の散歩等を含む。）において不快感を生じない限度
6. 「—」は、基準値が設定されていないことを示す。

第3.2-27表(2) 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準）
河川（湖沼を除く。）

イ．水生生物の保全

（昭和46年環境庁告示第59号）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキルベ ンゼンスルホン 酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考：基準値は年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。				

第3.2-28表(1) 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準）
湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

ア．生活環境の保全

（昭和46年環境庁告示第59号）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級、水産1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	1mg/L以下	7.5mg/L以上	20 CFU/100mL 以下
A	水道2、3級、水産2級及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	5mg/L以下	7.5mg/L以上	300 CFU/100mL 以下
B	水道3級、工業用水1級、農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	15mg/L以下	5mg/L以上	—
C	工業用水2級、環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L以上	—

備考：1. 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。
2. 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数を100CFU /100mL以下とする。
3. 水道3級を利用目的としている地点（水浴又は水道2級を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 1,000 CFU /100mL 以下とする。
4. いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300CFU/100mL 以下とする。
5. 大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位 (Colony Forming Unit))/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
〃 2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を伴うもの
3. 水産 1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
〃 2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
〃 3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
〃 2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

第3.2-28表(2) 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準）

湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

イ．生活環境の保全（窒素、磷）

（昭和46年環境庁告示第59号）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全 磷
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1 mg/L以下	0.005 mg/L以下
Ⅱ	水道1、2、3級（特殊なものを除く）、水産1種及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2 mg/L以下	0.01 mg/L以下
Ⅲ	水道3級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4 mg/L以下	0.03 mg/L以下
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6 mg/L以下	0.05 mg/L以下
Ⅴ	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1 mg/L以下	0.1 mg/L以下
備考：1. 基準値は、年間平均値とする。 2. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼 について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 3. 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。			

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水 道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

〃 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

〃 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）

3. 水 産 1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用

〃 2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用

〃 3種：コイ、フナ等の水産生物用

4. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

第3.2-28表(3) 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準）

湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

ウ．水生生物

（昭和46年環境庁告示第59号）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下
備考：基準値は、年間平均値とする。				

エ．水生生物（底層溶存酸素量）

（昭和46年環境庁告示第59号）

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上
備考：1. 基準値は、日間平均値とする。		
2. 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。		

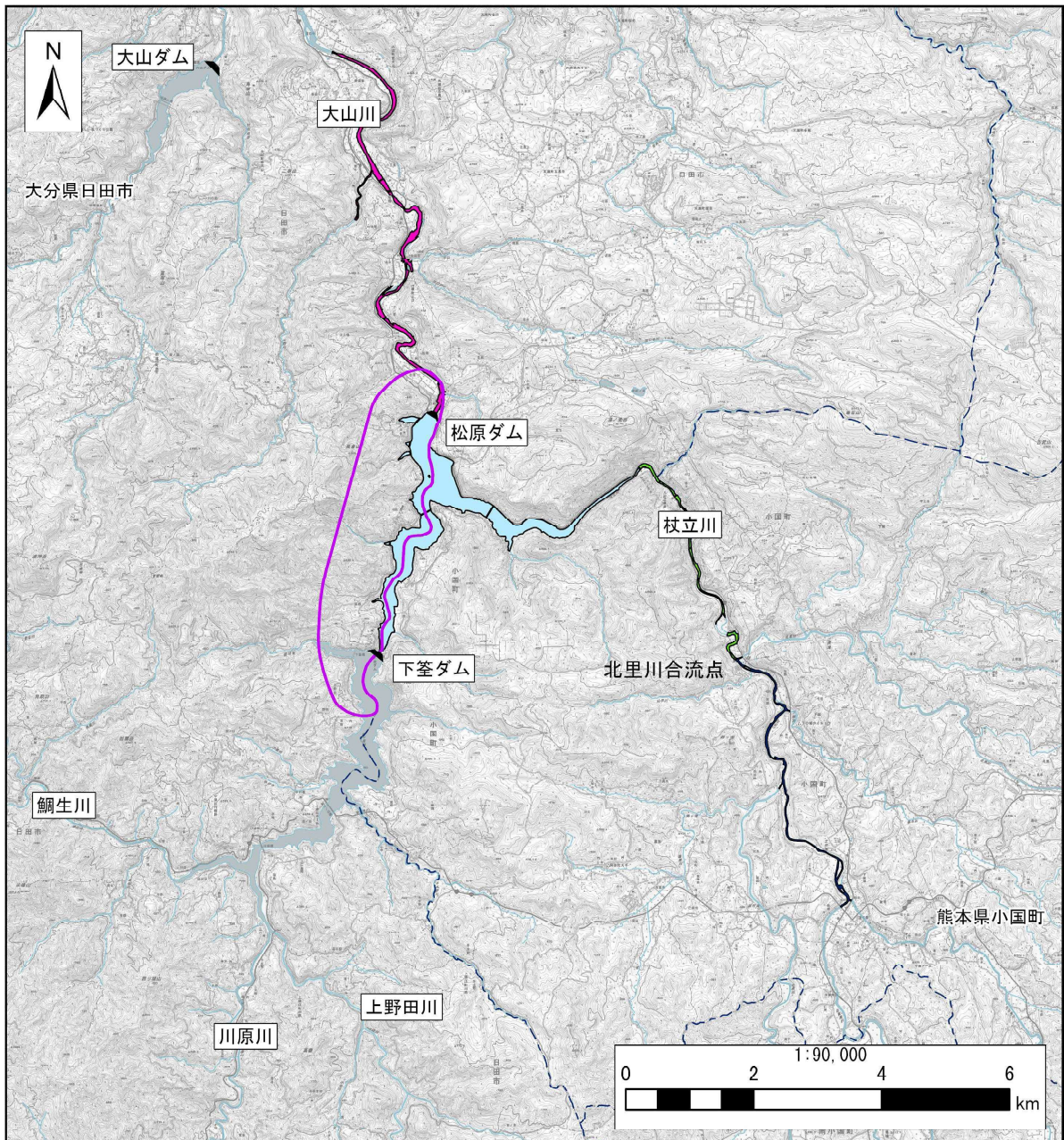
「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号、令和7年3月31日最終改正）より作成

第3.2-29表 地下水の水質汚濁に係る環境基準

(平成9年環境庁告示第10号)

項 目	基準値	項 目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003mg/L以下
P C B	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	ベンゼン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は 塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
備考：1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、告示の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと日本産業規格K0102-2 14.2、14.3又は14.4により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。 4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。			

「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第10号、令和7年3月31日最終改正）より作成



凡 例

- 発電所設備の設置検討範囲
- 河川AA、生物A
- 河川AA、生物B
- 河川A、生物B
- 湖沼A・Ⅲ（全窒素、全磷）、生物B

「令和7年版環境白書資料編」（大分県、令和8年）
「熊本県環境保全関係基準集（ハンドブック）（令和8年3月一部改訂）版」（熊本県、令和8年）より作成

- 注：1. 事業実施想定区域は、土捨て場工事等を行う可能性のある範囲を包含するよう広く設定した。
2. 下笠ダムより上流は、環境基準の水域類型の指定がされていない。

第3.2-8図 水質汚濁に係る環境基準の水域の類型指定状況

二．土壤汚染

土壤汚染に係る環境基準は、「環境基本法」に基づく「土壤の汚染に係る環境基準について」（平成3年環境庁告示第46号）により、第3.2-30表のとおり定められている。

なお、土壤の汚染に係る環境基準は、汚染が専ら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の第3.2-30表の項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壤については、適用されない。

第3.2-30表 土壤の汚染に係る環境基準

（平成3年環境庁告示第46号）

項 目	基 準 値
カドミウム	検液1Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒（ひ）素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン （別名塩化ビニル又は 塩化ビニルモノマー）	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
備考：1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。 2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。 3. 「検液中に検出されないこと」とは、告示の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 4. 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。 5. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。	

「土壤環境基準」（平成3年環境庁告示第46号、令和7年3月31日最終改正）より作成

ホ. ダイオキシン類

ダイオキシン類に係る環境基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成11年法律第105号）に基づく「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成11年環境庁告示第68号）により、第3.2-31表のとおり定められている。

第3.2-31表 ダイオキシン類に係る環境基準

（平成11年環境庁告示第68号）

項 目	基 準 値
大 気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水 質 (水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/L以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下
土 壌	1,000pg-TEQ/g以下
備考：1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。 3. 土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。 4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合 簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。	

注：1. 大気汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

2. 水質汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。

3. 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。

4. 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成11年12月27日環境庁告示第68号、令和4年11月25日最終改正）より作成

② 規制基準等

イ. 大気汚染

大気汚染については、「大気汚染防止法」（昭和43年法律第97号）により、工場及び事業場から排出される大気汚染物質について、ばい煙発生施設、一般粉じん発生施設等を対象に排出基準、施設の構造等に関する基準等が定められている。

大分県では「大分県生活環境の保全等に関する条例」（平成11年大分県条例第47号）により、特定工場等における事業活動に伴って生ずる排煙及び一般粉じんに関する規制基準が定められており、熊本県では「熊本県生活環境の保全等に関する条例」（昭和44年熊本県条例第23号）により、ばい煙発生施設において発生するばい煙の排出基準、一般粉じん発生施設の構造等に関する基準が定められている。

なお、本事業では、「大気汚染防止法」並びに「大分県生活環境の保全等に関する条例」及び「熊本県生活環境の保全等に関する条例」の規制を受ける施設の設置はない。

ロ. 騒音

騒音については、「騒音規制法」（昭和43年法律第98号）により、規制地域を指定して特定施設を有する特定工場等（工場、事業場）において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準と、自動車騒音に係る要請限度が定められている。

（イ）特定工場等に係る騒音の規制

特定工場等における騒音に係る規制状況は、日田市では、市街地を中心に、騒音規制地域の区分に応じ第2種区域又は第3種区域の規制が行われており、事業実施想定区域及びその周囲における規制区域の指定はない。

小国町では、全域が騒音の規制地域の区分第3種区域の規制が行われている。また、「熊本県生活環境の保全等に関する条例」では、騒音に係る特定施設として、石材切断機、セメント製品成型機、木材加工機械（帯のこ盤、丸のこ盤、かんな盤）、鋳型造型機、圧縮機、送風機、クーリングタワー、バーナー、脱水機、段ボール製造機械（いずれも騒音規制法に規定する特定工場等に設置される施設を除く。）、騒音に係る特定作業として、板金作業、製かん作業、鉄骨又は橋梁の組立て作業、グラインダーによる金属の研磨作業、高速切断機による金属の切断作業、チェーンソーによる木材の切断作業（いずれも騒音規制法に規定する特定工場等における作業を除く。）が定められている。

騒音規制法に基づく特定工場等に係る騒音の規制基準は第3.2-32表、規制区域の指定状況は第3.2-9図のとおりである。

第3.2-32表 騒音規制法に基づく特定工場等に係る騒音の規制基準

時間 区域	昼間 午前 8時から 午後 7時まで	朝夕 午前 6時から午前8 時まで 午後 7時から午後10 時まで	夜間 午後10時から 翌日の午前6時まで
第1種区域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第2種区域	60デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種区域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
第4種区域	70デシベル	65デシベル	60デシベル

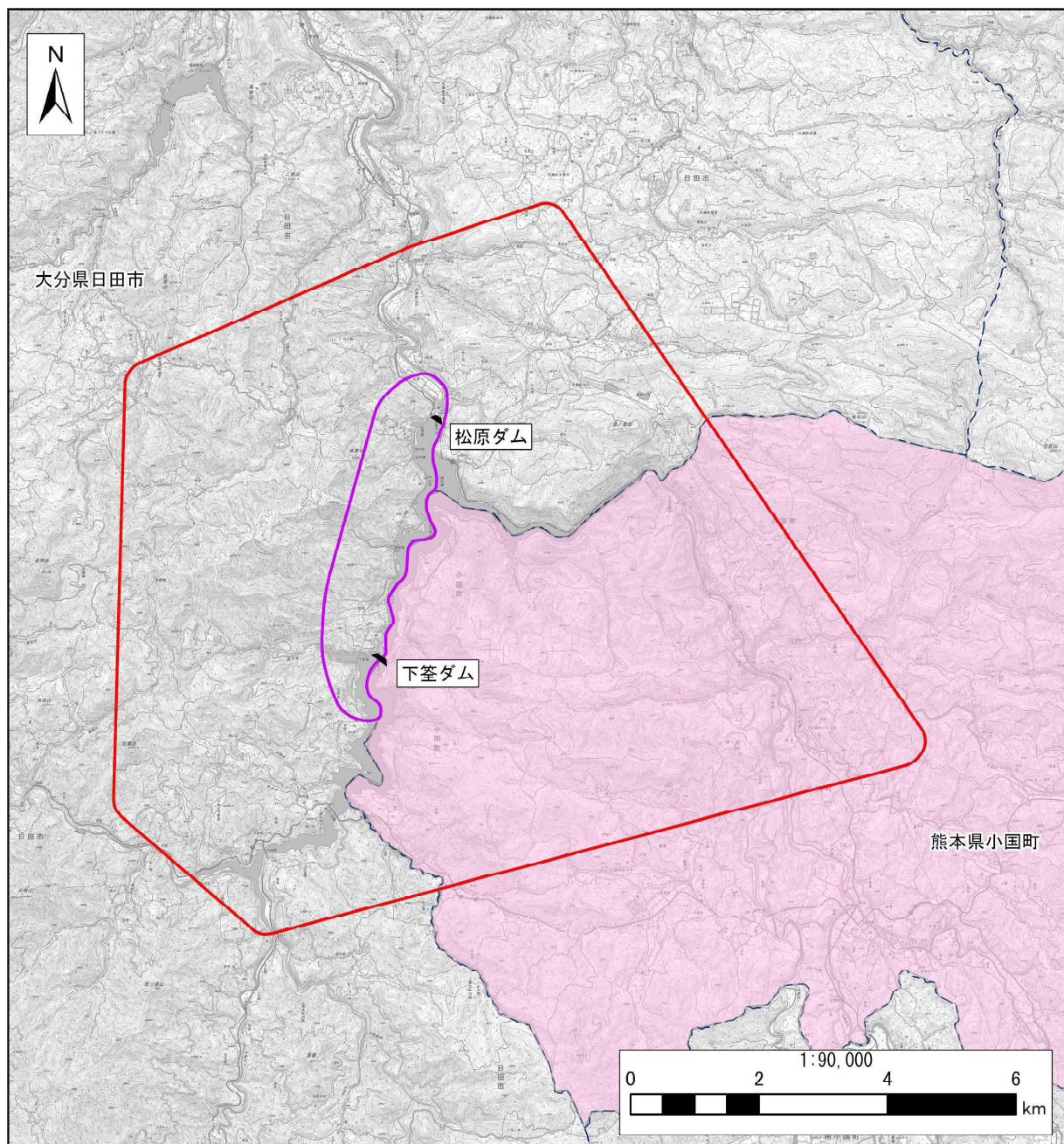
注：1. 騒音の測定は、工場の敷地境界線において行う。

2. 騒音規制地域の区域の区分は以下のとおり。

区域	騒音規制地域の区域の区分
第1種区域	良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
第2種区域	住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
第3種区域	住居の用にあわせて商業・工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域
第4種区域	主として工業用の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

「熊本県環境保全関係基準集（ハンドブック）」（平成29年（令和8年3月一部改訂））第4 騒音関係

IV 騒音規制法による規制（昭和43年6月10日法律第98号）より作成



凡 例

- 事業実施想定区域
- 発電所設備の設置検討範囲
- 第3種区域

「騒音規制法による規制区域と規制基準」(日田市HP <https://www.city.hita.oita.jp/soshiki/21/2961.html>、令和8年4月閲覧)
「熊本県環境保全関係基準集(ハンドブック)(令和8年一部改訂版)」(熊本県、令和8年)より作成

注：事業実施想定区域は、土捨場工事等を行う可能性のある範囲を包含するよう広く設定した。

第3.2-9図 特定工場等に係る騒音の規制区域の指定状況

(ロ) 特定建設作業に関する規制

特定建設作業における騒音に係る規制状況は、日田市では、市街地を中心に特定建設作業騒音地域区分の第1号区域に指定されている。事業実施想定区域及びその周囲における規制区域の指定はない。

小国町は、全域が特定建設騒音地域区分の第1号区域に指定されている。

特定建設作業に係る騒音の規制基準は第3.2-33表、規制区域の指定状況は第3.2-10図のとおりである。

第3.2-33表 特定建設作業に係る騒音の規制基準

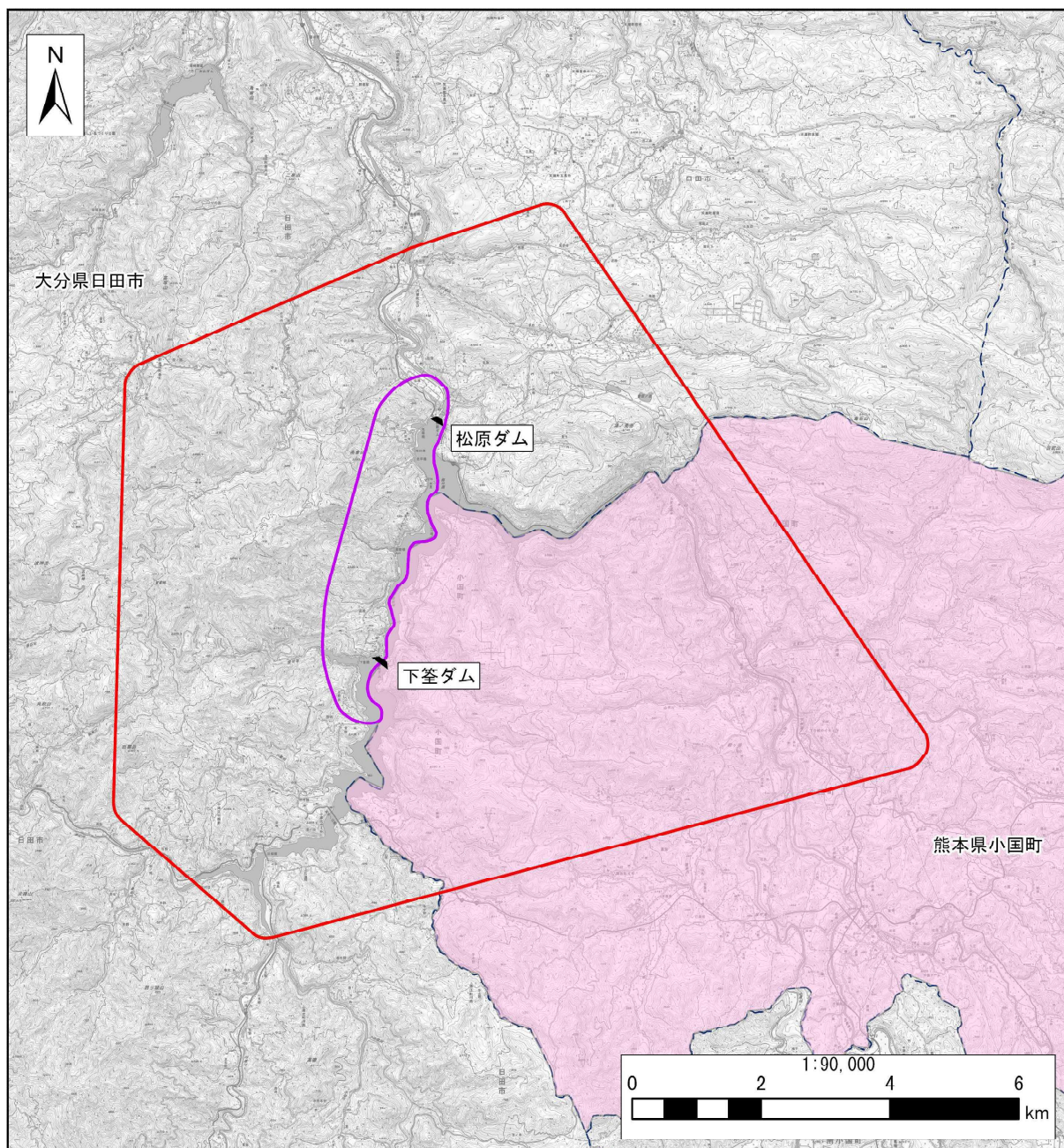
規制種別	区域	第1号区域	第2号区域
基準値		85デシベル	
作業時刻		午後7時～午前7時の時間内でないこと	午後10時～午前6時の時間内でないこと
1日当たりの作業時間		10時間／日を超えないこと	14時間／日を超えないこと
作業期間		連続6日を超えないこと	
作業日		日曜日その他休日でないこと	

注：1. 騒音の測定は、特定建設作業の場所の敷地境界線において行う。

2. 騒音規制地域の区域の区分は以下のとおり。

区域	騒音規制地域の区域の区分	特定建設作業騒音地域区分
第1種区域	良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域	第1号区域
第2種区域	住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域	
第3種区域	住居の用にあわせて商業・工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域	
第4種区域	主として工業用の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域	第2号区域

「熊本県環境保全関係基準集（ハンドブック）」（平成29年（令和8年3月一部改訂））第4 騒音関係
IV 騒音規制法による規制（昭和43年6月10日法律第98号）より作成



凡 例

- 事業実施想定区域
- 発電所設備の設置検討範囲
- 第1号区域

「騒音規制法による規制区域と規制基準」（日田市HP <https://www.city.hita.oita.jp/soshiki/21/2961.html>、令和8年4月閲覧）
 「熊本県環境保全関係基準集（ハンドブック）（令和8年一部改訂）版」（熊本県、令和8年）より作成

注：事業実施想定区域は、土捨て場工事等を行う可能性のある範囲を包含するよう広く設定した。

第3.2-10図 特定建設作業に係る騒音の規制区域の指定状況

(ハ) 自動車騒音の要請限度

日田市では、全域において自動車騒音の要請限度に関する区域の指定はない。

小国町では、全域が自動車騒音の要請限度に関する区域の区分 c 区域に指定されている。

騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度は第3.2-34表、要請限度に係る区域の指定状況は第3.2-11図のとおりである。

第3.2-34表 騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度

区域の区分		時 間 の 区 分	
		昼 間 午前6時～午後10時	夜 間 午後10時～翌日の午前6時
1	a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
2	a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
3	b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル
ただし、幹線交通を担う道路に近接する区域（2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の境界線から20mまでの範囲をいう。）については、上表にかかわらず、昼間 75 デシベル、夜間70デシベルとする。			

注：1. 騒音の測定は、原則として交差点を除く部分で、道路端において行う。

2. 等価騒音レベルにより評価する。

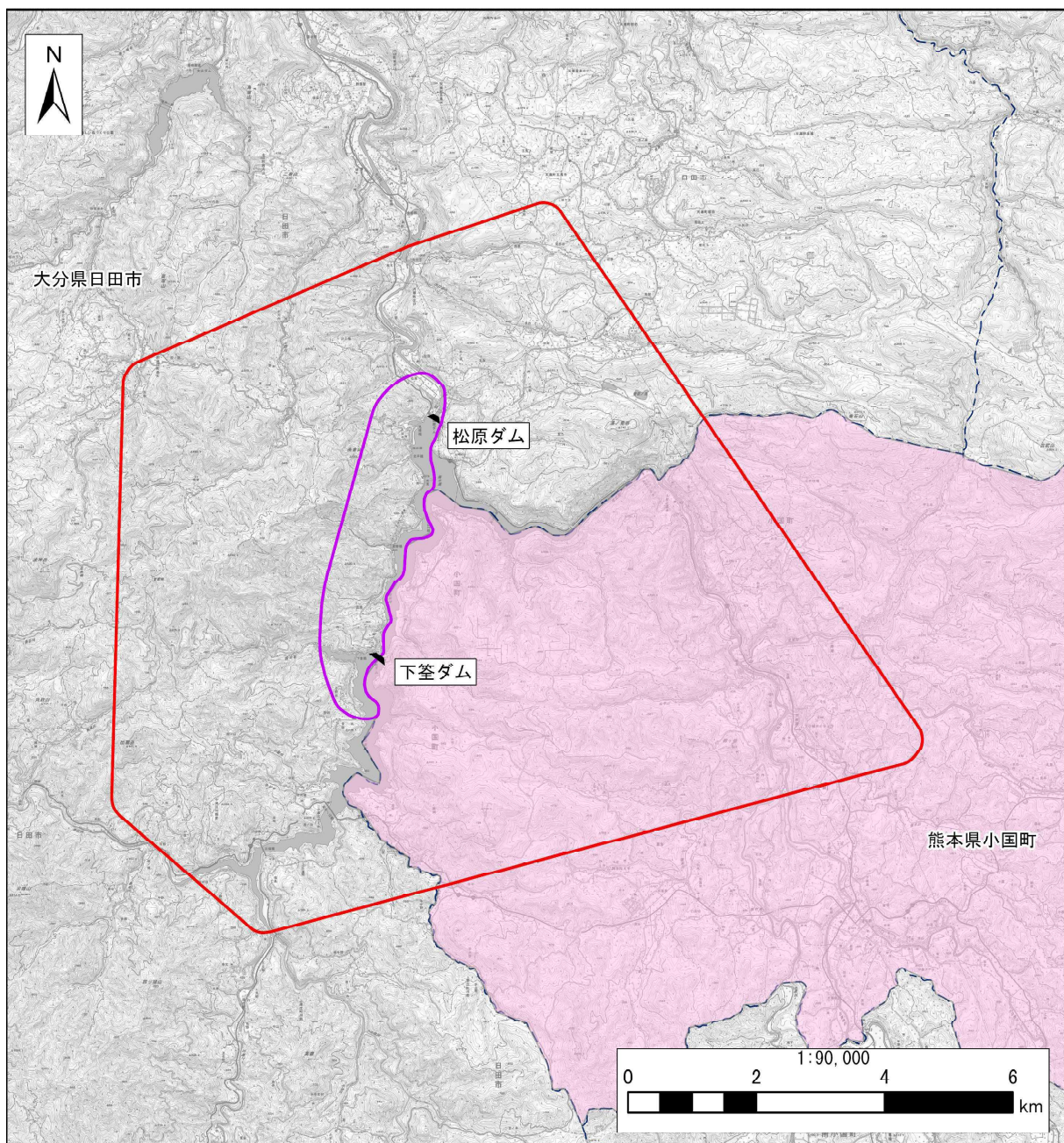
3. 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、4車線以上の市町村道及び自動車専用道路をいう。

4. 熊本県内の町村における自動車騒音の要請限度の区分は、以下のとおりである。

区域	要請限度の区域区分
a 区域	騒音に係る環境基準の類型が A の地域
b 区域	騒音に係る環境基準の類型が B の地域
c 区域	騒音に係る環境基準の類型が C の地域

「熊本県環境保全関係基準集（ハンドブック）」（平成29年（令和8年3月一部改訂））

第4 騒音関係 IV騒音規制法による規制（昭和43年6月10日法律第98号） より作成



凡 例

- 事業実施想定区域
- 発電所設備の設置検討範囲
- c区域

「騒音規制法による規制区域と規制基準」(日田市HP https://www.city.hita.oita.jp/soshiki/shiminkankyobu/kankyoka/mizukankyo/seikatu/kankyo/kogai_boshi/2568.html、令和8年4月閲覧)
 「熊本県環境保全関係基準集(ハンドブック)(令和8年一部改訂版)」(熊本県、令和8年)より作成

注：事業実施想定区域は、土捨て場工事等を行う可能性のある範囲を包含するよう広く設定した。

第3.2-11図 自動車騒音の要請限度に係る区域の指定状況

ハ．振動

振動については、「振動規制法」（昭和51年法律第64号）により、規制地域を指定して特定施設を有する特定工場等（工場、事業場）において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準と、道路交通振動に係る要請限度が定められている。

（イ）特定工場等に係る振動の規制

特定工場等における振動に係る規制状況は、日田市では、市街地を中心に、振動規制地域の区分に応じ第2種区域又は第3種区域の規制が行われており、事業実施想定区域及びその周囲における規制区域の指定はない。

小国町では、全域が振動の規制地域の区分第2種区域の規制が行われている。

振動規制法に基づく特定工場等に係る振動の規制基準は第3.2-35表、規制区域の指定状況は第3.2-12図のとおりである。

第3.2-35表 振動規制法に基づく特定工場等に係る振動の規制基準

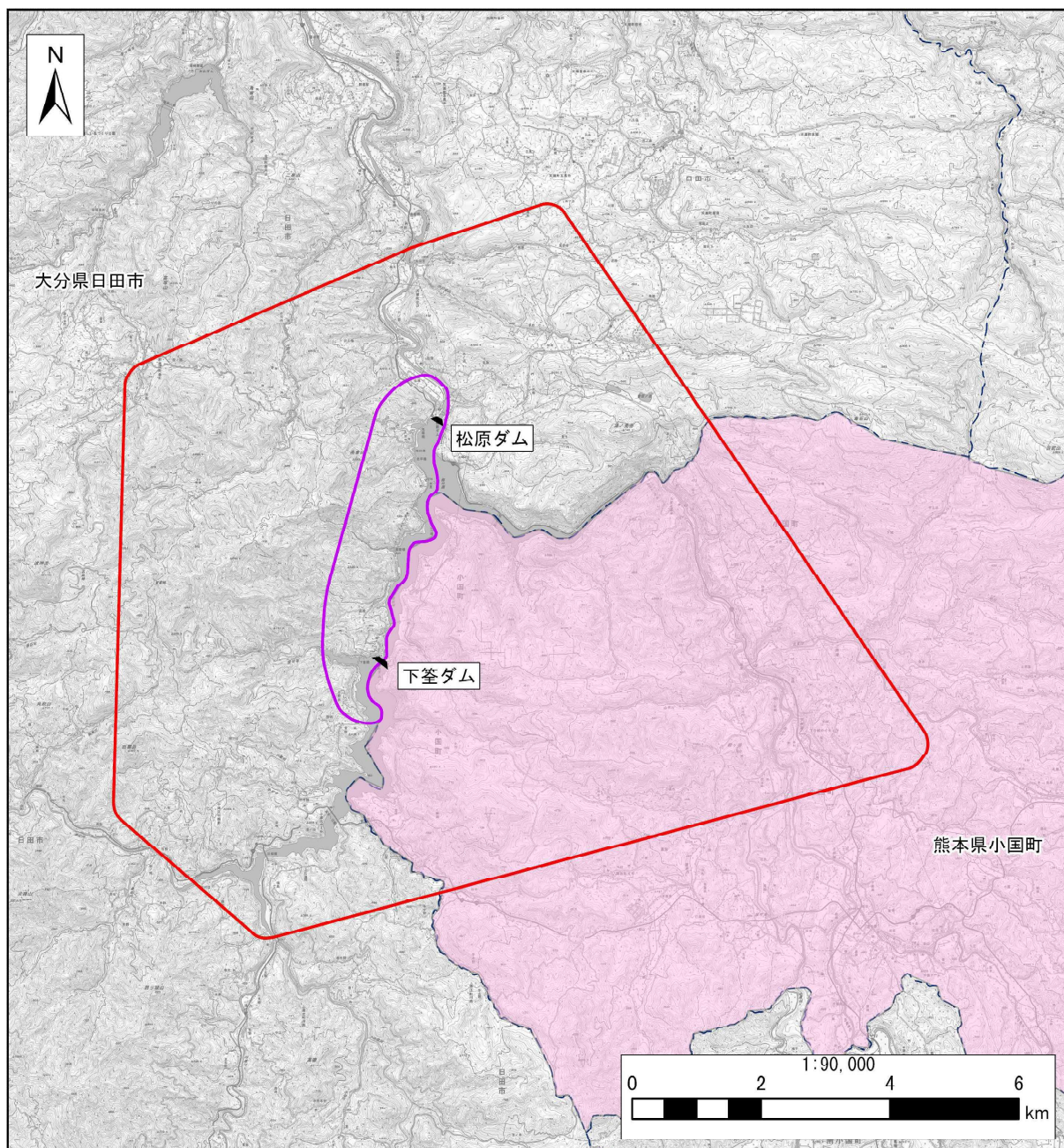
時間 区域	昼間 午前8時から午後7時まで	夜間 午後7時から翌日の午前8時まで
第1種区域	60デシベル	55デシベル
第2種区域	65デシベル	60デシベル

注：1. 振動の測定は、工場の敷地境界線において行う。

2. 振動規制地域の区域の区分は以下のとおり。

区域	振動規制地域の区域の区分
第1種区域	良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域。
第2種区域	住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域。

「熊本県環境保全関係基準集（ハンドブック）」（平成29年（令和8年3月一部改訂））第5 振動関係
振動規制法による規制（昭和51年6月10日法律第64号）より作成



凡 例

- 事業実施想定区域
- 発電所設備の設置検討範囲
- 第2種区域

「振動規制法による規制区域と規制基準」(日田市HP <https://www.city.hita.oita.jp/soshiki/21/2176.html>、令和8年4月閲覧)
 「熊本県環境保全関係基準集(ハンドブック)(令和8年一部改訂)版」(熊本県、令和8年)より作成

注：事業実施想定区域は、土捨て場工事等を行う可能性のある範囲を包含するよう広く設定した。

第3.2-12図 特定工場等に係る振動の規制区域の指定状況

(ロ) 特定建設作業に関する規制

特定建設作業における振動に係る規制状況は、日田市では、市街地を中心に特定建設作業振動区域区分の第1号区域に指定されている。事業実施想定区域及びその周囲における規制区域の指定はない。

小国町は、全域が特定建設作業振動区域区分の第1号区域に指定されている。

特定建設作業に係る振動の規制基準は第3.2-36表、規制区域の指定状況は第3.2-13図のとおりである。

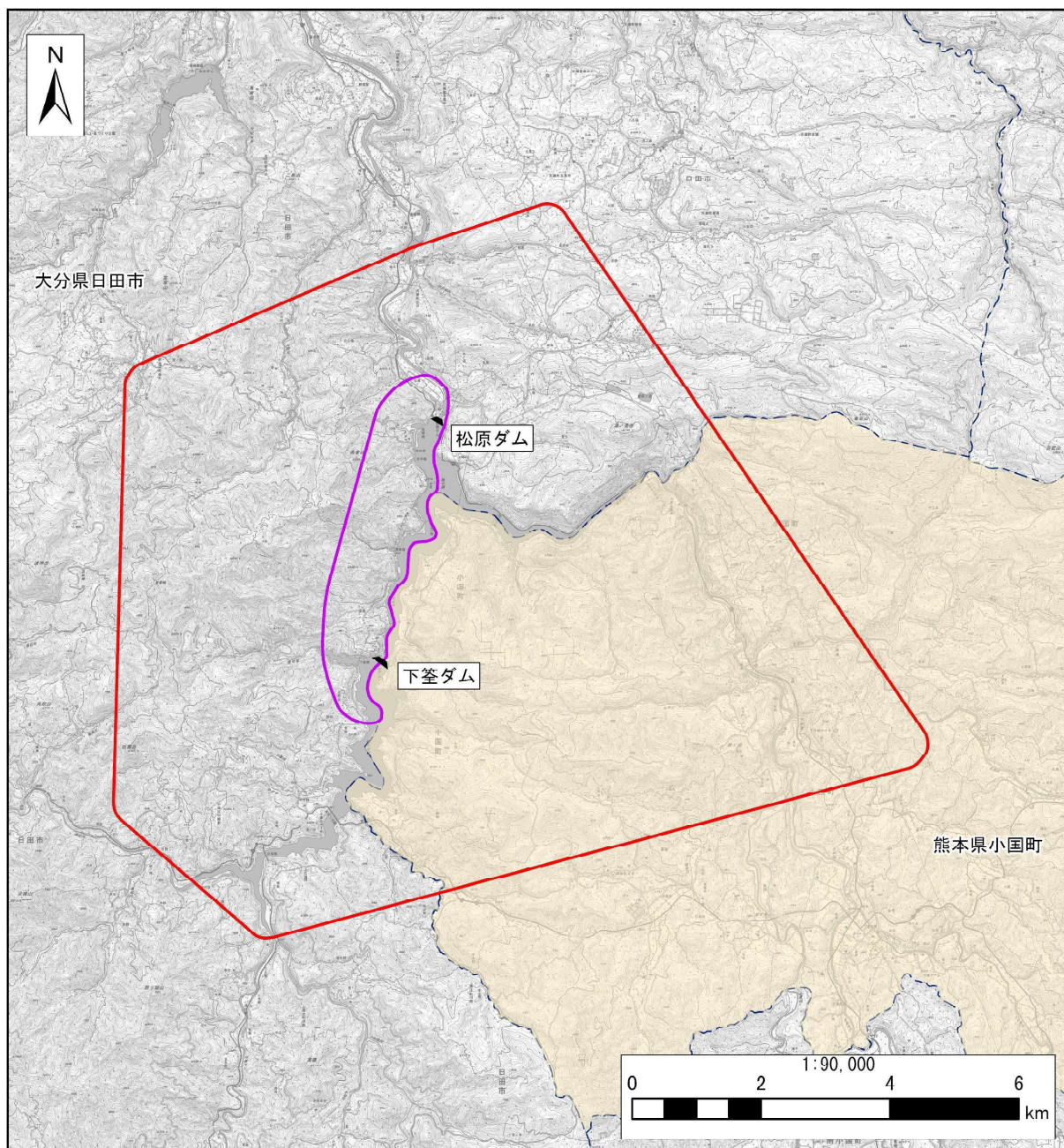
第3.2-36表 特定建設作業に係る振動の規制基準

規制種別	区域	第1号区域	第2号区域
基準値		75デシベル	
作業時刻		午後7時～午前7時の時間内でないこと	午後10時～午前6時の時間内でないこと
1日当たりの作業時間		10時間／日を超えないこと	14時間／日を超えないこと
作業期間		連続6日を超えないこと	
作業日		日曜日その他休日でないこと	

注：振動規制地域の区域の区分は以下のとおり。

特定工場等及び 道路交通振動区域区分		特定建設作業振動区域区分	
第1種 区域	良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域。	第1号 区域	良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域であること。 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域であること。 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、相当数の住民が集合しているため、振動の発生を防止する必要がある区域であること。 学校、保育所、病院、患者を入院させる施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 80mの区域内であること。
第2種 区域	住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域。		指定地域のうち、第1号区域以外の区域。

「熊本県環境保全関係基準集（ハンドブック）」（平成29年（令和8年3月一部改訂））第5 振動関係
振動規制法による規制（昭和51年6月10日法律第64号）より作成



凡 例

- 事業実施想定区域
- 発電所設備の設置検討範囲
- 第1号区域

「振動規制法による規制区域と規制基準」(日田市HP <https://www.city.hita.oita.jp/soshiki/21/2176.html>、令和8年4月閲覧)
「熊本県環境保全関係基準集(ハンドブック)(令和8年一部改訂)版」(熊本県、令和8年)より作成

注：事業実施想定区域は、土捨場工事等を行う可能性のある範囲を包含するよう広く設定した。

第3.2-13図 特定建設作業に係る振動の規制区域の指定状況

(ハ) 道路交通振動の要請限度

日田市では、全域において道路交通振動の要請限度に関する規制区域の指定はない。

小国町では、全域が道路交通振動の規制区分第2種区域に指定されている。

騒音規制法に基づく道路交通振動の要請限度は第3.2-37表、要請限度に係る区域の指定状況は第3.2-14図のとおりである。

第3.2-37表 振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度

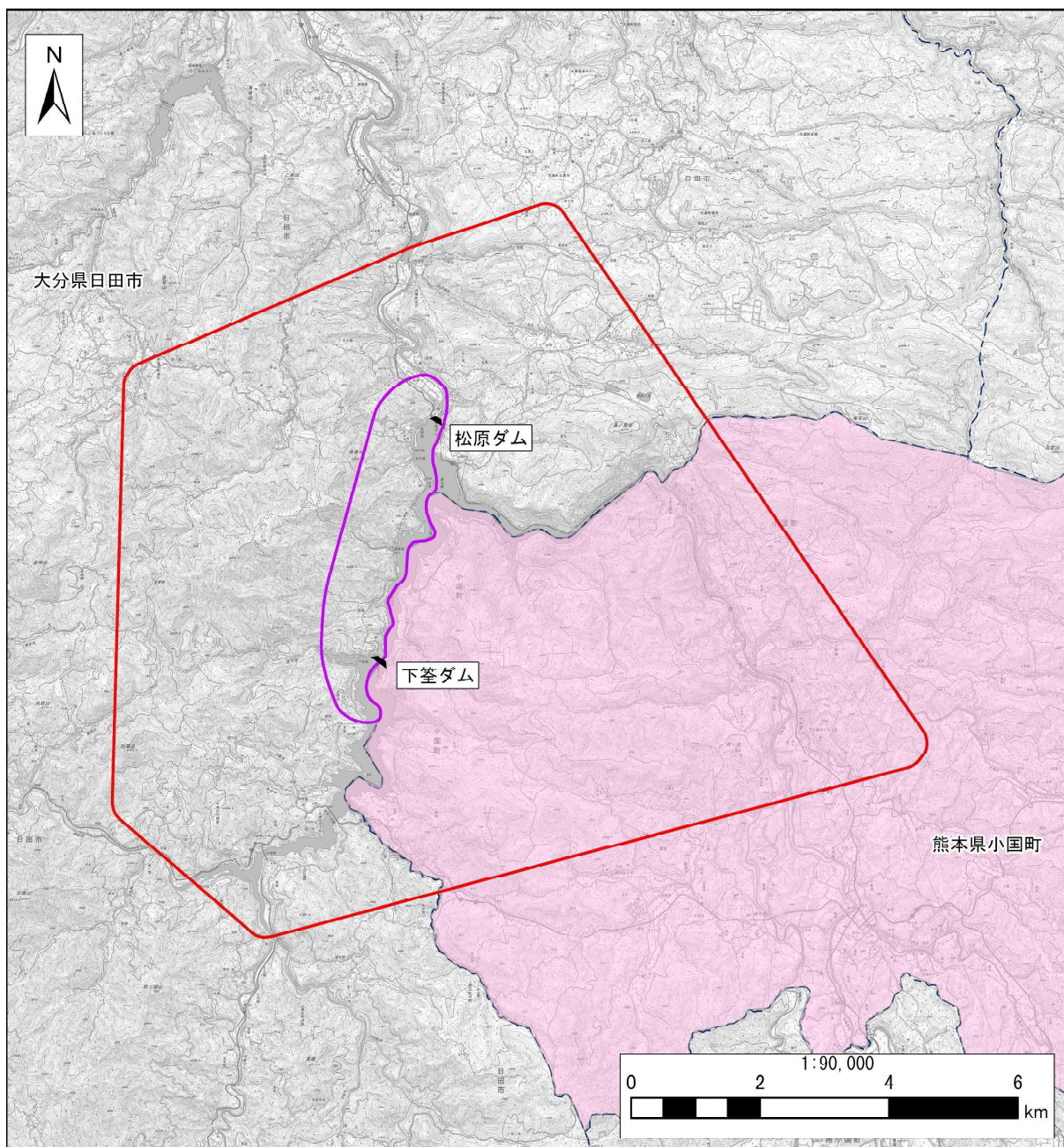
区域の区分	時 間 の 区 分	
	昼 間 午前8時～午後7時	夜 間 午後7時～翌日の午前8時
第1種区域	65デシベル	60デシベル
第2種区域	70デシベル	65デシベル

注：振動規制地域の区域の区分は以下のとおり。

区域	特定工場等及び道路交通振動区域区分
第1種区域	良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域。
第2種区域	住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域。

「熊本県環境保全関係基準集（ハンドブック）」（平成29年（令和8年3月一部改訂））

第5 振動関係 振動規制法による規制（昭和51年6月10日法律第64号） より作成



凡 例

- 事業実施想定区域
- 発電所設備の設置検討範囲
- 第2種区域

「振動規制法による規制区域と規制基準」(日田市HP <https://www.city.hita.oita.jp/soshiki/21/2176.html>、令和8年4月閲覧)
「熊本県環境保全関係基準集(ハンドブック)(令和8年一部改訂)版」(熊本県、令和8年)より作成

注：事業実施想定区域は、土捨場工事等を行う可能性のある範囲を包含するよう広く設定した。

第3.2-14図 道路交通振動の要請限度に係る区域の指定状況

二．悪臭

悪臭については、「悪臭防止法」（昭和46年法律第91号）により、規制地域を指定して、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物質（特定悪臭物質を含む気体又は水その他の悪臭の原因となる気体又は水をいう。）の排出（漏出を含む。以下同じ。）規制が行われている。

日田市では、市街地を中心に地域の悪臭規制が行われており、事業実施想定区域及びその周囲における規制地域の指定はない。

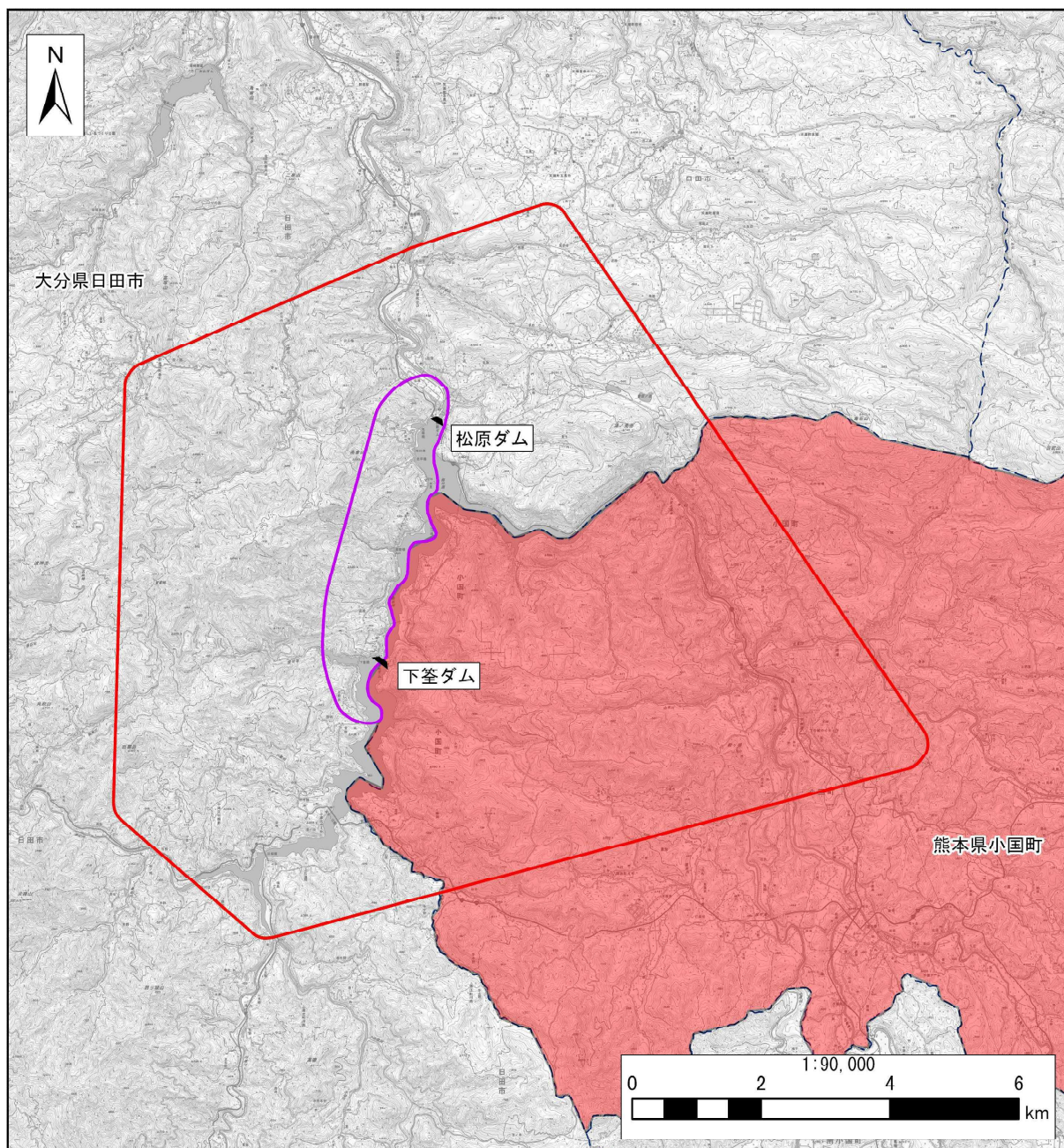
小国町は、全域が悪臭防止法における規制地域の区分A地域に指定されている。

特定悪臭物質濃度の敷地境界線における規制基準は第3.2-38表、悪臭防止法に基づく規制地域の指定状況は第3.2-15図のとおりである。

第3.2-38表 特定悪臭物質濃度の規制基準

特定悪臭物質	大気中の許容濃度	
	A地域	B地域
アンモニア	1.0 ppm	2.0 ppm
メチルメルカプタン	0.002 ppm	0.004 ppm
硫化水素	0.02 ppm	0.06 ppm
硫化メチル	0.01 ppm	0.05 ppm
二硫化メチル	0.009 ppm	0.03 ppm
トリメチルアミン	0.005 ppm	0.02 ppm
アセトアルデヒド	0.05 ppm	0.1 ppm
プロピオンアルデヒド	0.05 ppm	0.1 ppm
ノルマルブチルアルデヒド	0.009 ppm	0.03 ppm
イソブチルアルデヒド	0.02 ppm	0.07 ppm
ノルマルバレルアルデヒド	0.009 ppm	0.02 ppm
イソバレルアルデヒド	0.003 ppm	0.006 ppm
イソブタノール	0.9 ppm	4.0 ppm
酢酸エチル	3.0 ppm	7.0 ppm
メチルイソブチルケトン	1.0 ppm	3.0 ppm
トルエン	10.0 ppm	30.0 ppm
スチレン	0.4 ppm	0.8 ppm
キシレン	1.0 ppm	2.0 ppm
プロピオン酸	0.03 ppm	0.07 ppm
ノルマル酪酸	0.006 ppm	0.006 ppm
ノルマル吉草酸	0.0009 ppm	0.002 ppm
イソ吉草酸	0.001 ppm	0.004 ppm

「熊本県環境保全関係基準集（ハンドブック）」（平成29年（令和8年3月一部改訂））
第6 悪臭関係 より作成



凡 例

- 事業実施想定区域
- 発電所設備の設置検討範囲
- A地域

「悪臭防止法による規制地域と規制基準」（日田市HP https://www.city.hita.oita.jp/soshiki/shiminkankyobu/kankyoka/mizukankyo/seikatu/kankyo/kogai_boshi/2567.html、令和8年4月閲覧）
 「熊本県環境保全関係基準集（ハンドブック）（令和8年一部改訂）版」（熊本県、令和8年）より作成

注：事業実施想定区域は、土捨て場工事等を行う可能性のある範囲を包含するよう広く設定した。

第3.2-15図 悪臭防止法に基づく規制地域の指定状況

ホ．水質汚濁

水質汚濁については、「水質汚濁防止法」（昭和45年法律第138号）により、特定施設（指定地域特定施設を含む。）を設置する工場又は事業場から公共用水域に排出される水について、排水基準が定められている。

大分県では、「大分県生活環境の保全等に関する条例」（平成11年大分県条例第47号）により、公害を生じさせるおそれがある作業（特定作業）を行う特定工場からの排水に規制基準が定められている。

熊本県では、「熊本県生活環境の保全等に関する条例」（昭和44年熊本県条例第23号）により、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度の汚水等を排出する施設（排水施設）を設置する指定工場からの排水に規制基準が定められている。

本事業では、「水質汚濁防止法」の特定施設の設置はない。また「大分県環境の保全等に関する条例」の規制を受ける特定作業はなく、「熊本県環境の保全等に関する条例」の規制を受ける排水施設の設置はない。

ヘ．土壌汚染

土壌汚染については、「土壌汚染対策法」（平成14年法律第53号）により、都道府県知事が、使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地又は土壌汚染のおそれがある土地の形質の変更面積が環境省令で定める規模（3,000m²）以上の土地又は土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地の土壌汚染の状況について、土地所有者等に調査をさせて報告を命ずることができ、調査の結果により汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（要措置区域）又は土地の形質変更時に届出が必要な区域（形質変更時要届出区域）として指定する。

本事業の事業実施想定区域は要措置区域及び形質変更時要届出区域に指定されていない。土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定基準は、第3.2-39表のとおりである。また、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和45年法律第139号）により、都道府県知事は、一定の地域内にある農用地の土壌及び当該農用地に生育する農作物等に含まれる特定有害物質の種類及び量等からみて、当該農用地の利用に起因して人の健康をそこなうおそれがある農畜産物が生産され、もしくは当該農用地における農作物等の生育が阻害されると認められるもの又はそれらのおそれが著しいと認められる地域を農用地土壌汚染対策地域として指定できる。

大分県及び熊本県には、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」に基づく地域の指定はない。

第3. 2-39表 土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定基準

(土壌汚染対策法施行規則第31条)

特定有害物質	指定基準	
	土壌溶出量	土壌含有量
カドミウム及びその化合物	検液1Lにつきカドミウム 0.003mg以下であること。	土壌1kgにつきカドミウム 45mg以下であること。
六価クロム化合物	検液1Lにつき六価クロム 0.05mg以下であること。	土壌1kgにつき六価クロム 250mg以下であること。
クロロエチレン	検液1Lにつき 0.002mg以下であること。	—
シマジン	検液1Lにつき 0.003mg以下であること。	—
シアン化合物	検液中にシアンが 検出されないこと。	土壌1kgにつき遊離シアン 50mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき 0.02mg以下であること。	—
四塩化炭素	検液1Lにつき 0.002mg以下であること。	—
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき 0.004mg以下であること。	—
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき 0.1mg以下であること。	—
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき 0.04mg以下であること。	—
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき 0.002mg以下であること。	—
ジクロロメタン	検液1Lにつき 0.02mg以下であること。	—
水銀及びその化合物	検液1Lにつき水銀 0.0005mg以下であり、 かつ、アルキル水銀が 検出されないこと。	土壌1kgにつき水銀 15mg以下であること。
セレン及びその化合物	検液1Lにつきセレン 0.01mg以下であること。	土壌1kgにつきセレン 150mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき 0.01mg以下であること。	—
チウラム	検液1Lにつき 0.006mg以下であること。	—
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき 1mg以下であること。	—
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき 0.006mg以下であること。	—
トリクロロエチレン	検液1Lにつき 0.01mg以下であること。	—
鉛及びその化合物	検液1Lにつき鉛 0.01mg以下であること。	土壌1kgにつき鉛 150mg以下であること。
砒素及びその化合物	検液1Lにつき砒素 0.01mg以下であること。	土壌1kgにつき砒素 150mg以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液1Lにつきふっ素 0.8mg以下であること。	土壌1kgにつきふっ素 4,000mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき 0.01mg以下であること。	—
ほう素及びその化合物	検液1Lにつきほう素 1mg以下であること。	土壌1kgにつきほう素 4,000mg以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。	—
有機りん化合物	検液中に検出されないこと。	—

ト．地盤沈下

地盤沈下については、「工業用水法」（昭和31年法律第146号）及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和37年法律第100号）により、規制地域を指定して地下水の採取の規制等が定められている。

事業実施想定区域及びその周囲には、「工業用水法」及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」による地下水採取に係る指定地域はない。

チ．産業廃棄物

産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）（以下「廃棄物処理法」という。）により、事業活動に伴って生じた産業廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。また、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）により、建設資材廃棄物の再資源化等の促進に努めなければならない。

大分県では、①産業廃棄物の処理施設の設置等、②県外産業廃棄物の搬入、③産業廃棄物の不適正な処理の防止の3本の柱から構成される「大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例」（平成17年、大分県条例第42号）が平成17年7月に制定されている。

熊本県では、「熊本県産業廃棄物指導要綱」（最終改正：令和8年3月、熊本県告示第219号）を制定し、廃棄物処理法等に定められた許可、適正な処理等に係る基準及び指導に関する規定についての具体的な県の事務取扱の運用基準並びに廃棄物処理法の処理基準等違反の未然防止のために県において取り組む事項の運用指針が定められている。

リ、残土

残土については、「建設副産物適正処理推進要綱」（平成5年建設省経建第3号、平成14年5月30日最終改正）により、建設工事の副産物である建設発生土は、発生の抑制に努めるとともに、その現場内利用の促進等により搬出の抑制に努めるよう定められている。また、盛土等による災害から国民の生命・身体を守る観点から、盛土等を行う土地の用途やその目的にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称「盛土規制法」）（令和4年法律第55号）が令和5年5月から施行されており、盛土が行われた土地について、土地所有者等（土地の所有者、管理者、占有者）は常時安全な状態に維持する責務を有する。

都道府県知事は、危険な盛土等を規制する区域として、「宅地造成等工事規制区域」及び「特定盛土等規制区域」を指定する。規制区域内で盛土等を行う場合は、規模に応じて、予め都道府県知事等の許可又は届出が必要である。

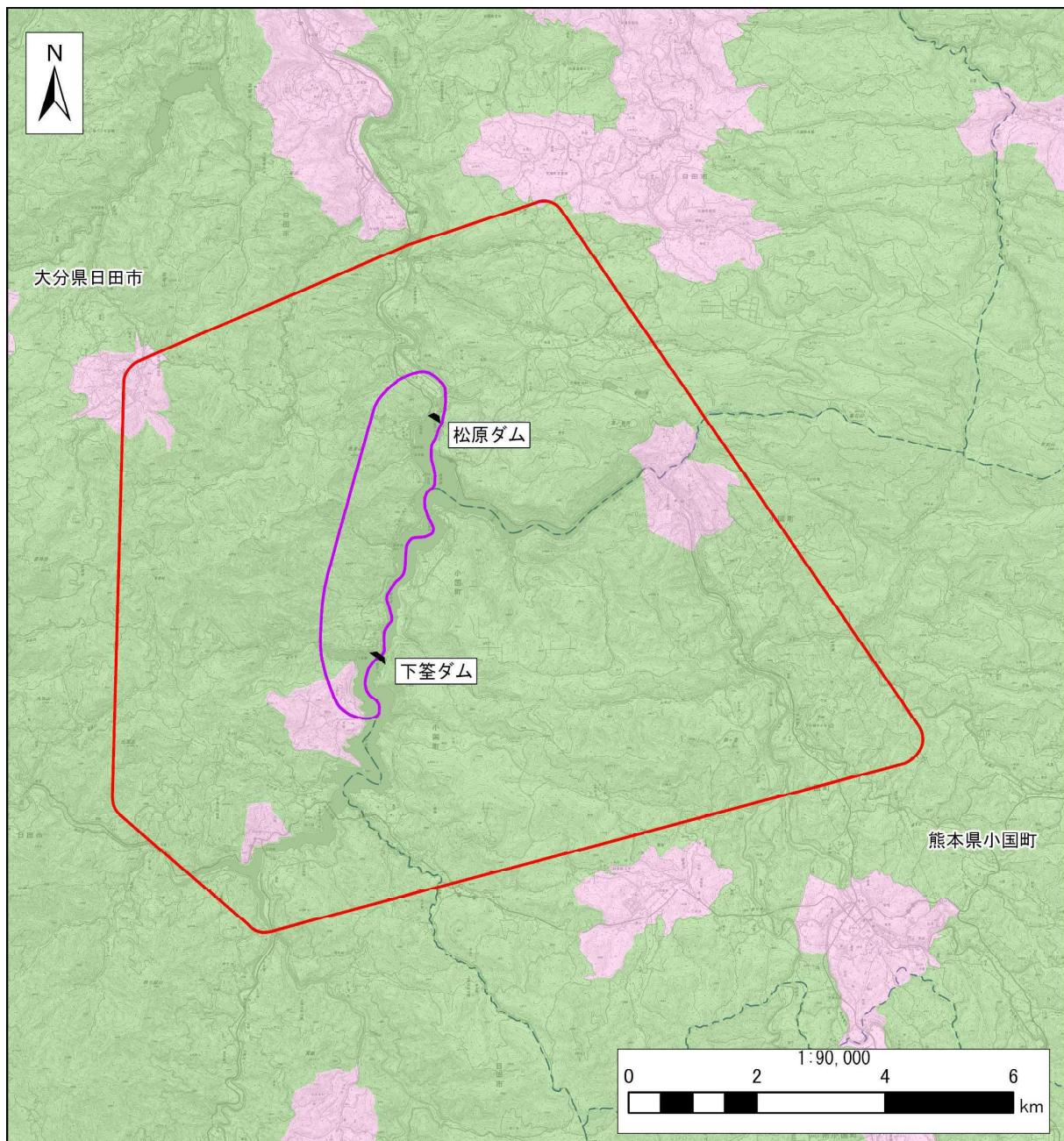
大分県は令和7年5月1日、熊本県は令和7年4月1日に、それぞれ県内全域を規制区域の対象として盛土規制法の運用を開始している（第3.2-16図）。規制の対象行為と必要な手続きは、第3.2-40表のとおりである。

本事業においては、導水路トンネル掘削時に発生する残土を土捨て場にて処分する計画であり、土捨て場設置に当たっては、盛土規制法に基づき適切に対応する。

第3.2-40表 盛土規制法の規制の対象行為と必要な手続き

（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令）

区域	行為	届 出	許 可
宅地造成等工事規制区域	変 更（盛土・切土） 土地区画形質の	—	①盛土で高さが1m超の崖 ②切土で高さが2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さが2m超の崖（①、②を除く） ④盛土で高さ2m超の崖（①、③を除く） ⑤盛土又は切土の面積500㎡超（①～④を除く）
	土 石 の 堆 積 一時的な	—	①堆積の高さが2m超かつ面積300㎡超 ②堆積の面積500㎡超
特定盛土等規制区域	変 更（盛土・切土） 土地区画形質の	①盛土で高さが1m超の崖 ②切土で高さが2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さが2m超の崖（①、②を除く） ④盛土で高さ2m超の崖（①、③を除く） ⑤盛土又は切土の面積500㎡超（①～④を除く）	①盛土で高さが2m超の崖 ②切土で高さが5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さが5m超の崖（①、②を除く） ④盛土で高さ5m超の崖（①、③を除く） ⑤盛土又は切土の面積3,000㎡超（①～④を除く）
	土 石 の 堆 積 一時的な	①堆積の高さが2m超かつ面積300㎡超 ②堆積の面積500㎡超	①堆積の高さが5m超かつ面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超



凡 例

- 事業実施想定区域
- 発電所設備の設置検討範囲
- 宅地造成等工事規制区域
- 特定盛土等規制区域

「大分県土木GIS」(大分県HP <https://morido-kouhyou.pref.oita.lg.jp/>、令和8年4月閲覧)
「熊本県の規制区域(盛土規制法)」(熊本県HP <https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/115/215458.html>、令和8年4月閲覧)より作成

注：事業実施想定区域は、土捨て場工事等を行う可能性のある範囲を包含するよう広く設定した。

第3.2-16図 盛土規制法に基づく規制区域の指定状況

③ その他の環境保全計画等

イ. 大分県の環境政策

大分県では、環境の保全に関する基本理念や県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めた「大分県環境基本条例」（平成11年大分県条例第32号）が平成11年9月に制定されている。また、「大分県環境基本条例」第9条に基づいて、環境の保全に関する長期的な目標及び施策の基本的な方向を定めた「第4次大分県環境基本計画」が令和6年に策定されており、「第4次大分県環境基本計画」の対象期間は、令和6年度から10年間となっている。

「大分県環境基本条例」（平成11年大分県条例第32号）
「第4次大分県環境基本計画」（大分県、令和6年）より作成

（イ）大分県環境基本計画

「第4次大分県環境基本計画」の概要は、第3.2-17図のとおりである。

本計画では、目指すべき環境の将来像を「恵み豊かで美しく快適な先進県おおいた」とし、実現に向けて5つの基本目標を掲げている。

「第4次大分県環境基本計画の概要」（大分県、令和6年）より作成



第3.2-17図 「第4次大分県環境基本計画」の概要

(ロ) 大分県地球温暖化対策実行計画・大分県気候変動適応計画

大分県地球温暖化対策実行計画は、大分県が大分県域（区域施策編）と大分県庁（事務事業編）における排出削減目標や取組方針等を示したもの。また、大分県気候変動適応計画は、気候変動の影響による被害を回避・軽減するための適応策を示したもので、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）と併せて策定されている。

令和7年2月に国が地球温暖化対策計画を改定し、排出削減と経済成長の同時実現に向け、2040年までの野心的な削減目標を設定したことを踏まえ、大分県においても、第6期となる大分県地球温暖化対策実行計画の策定と大分県気候変動適応計画の改定が行われている。

令和8年3月に策定された第6期計画では、第5期計画の2030年目標を維持した上で、新たに2040年目標が設定されている。さらに「環境と経済・社会のバランスを保ちながら、県民や企業と一体となった取組を進める」、「地域資源を有効活用し、選ばれる地域になる」、「新たな経済成長の契機となる環境対策をビジネスチャンスにつなげるための取組を進める」の3つの方針の下で、省エネの一層の推進や再エネの導入拡大、環境に配慮した活動が評価される社会づくりなどを進めることとされている。

本計画は、最終目標である「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」を見据え、2030（令和12）年度及び2040（令和22）年度の削減目標並びに2026（令和8）年度から2030（令和12）年度の5年間における取組みが示されている。

なお、削減目標については、2013（平成25）年度を基準年度として設定している。

大分県の2030（令和12）年度目標については、省エネと再エネ導入を中心とした取組を推進することで実現可能な目標として、第5期計画の目標を維持すること、2040（令和22）年度削減目標は、国が令和7年2月に地球温暖化対策計画を改定し、排出削減と経済成長の同時実現に向け、野心的な目標を示したことを踏まえつつ、省エネと再エネ導入の促進に加え、技術革新と社会実装の実現といった現時点で不確定な要素の影響が大きいことから、省エネと再エネ導入の最大限の努力を前提とした目標値（▲54%）から、技術革新と社会実装の進展を前提とした、国と同水準の目標値（▲67%）まで幅をもった目標設定がなされている。

「第6期大分県地球温暖化対策実行計画」（大分県、令和8年）より作成

第3.2-41表 大分県地球温暖化対策実行計画における2030年度及び2040年度の削減目標

(単位：千t-CO₂、%)

部門	2013年度 排出量等	2030年度		2040年度	
		排出量等	2013年度比	排出量等	2013年度比
産業部門	25,965	19,214	▲26	10,646～15,243	▲41～▲59
業務その他部門	2,277	1,116	▲51	433	▲81
家庭部門	2,372	806	▲66	569	▲76
運輸部門	2,700	1,755	▲35	729～1,199	▲56～▲73
その他部門	5,563	4,204	▲24	3,011	▲46
合計	38,877	27,095	▲30	15,388～20,455	▲47～▲60

温室効果ガス吸収源	—	▲2,214	—	▲2,552	—
合計（吸収量考慮）	38,877	24,881	▲36	12,836～17,903	▲54～▲67

注：小数点以下の処理により、計算上あわない部分がある。

「第6期大分県地球温暖化対策実行計画」（大分県、令和8年）より作成

ロ．熊本県の環境政策

熊本県では、環境の保全に関する基本理念や県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めた「熊本県環境基本条例」（平成2年熊本県条例第49号）が平成2年10月に制定されている。また、「熊本県環境基本条例」第6条に基づいて、令和3年7月に「第4次熊本県環境基本指針」（対象期間：令和3～12年度）が策定され、令和8年3月に「第7次熊本県環境基本計画」（対象期間：令和8～12年度）が策定されている。

「熊本県環境基本条例」（平成2年熊本県条例第49号）
「第4次熊本県環境基本指針」（熊本県、令和3年）
「第7次熊本県環境基本計画」（熊本県、令和8年）より作成

（イ）熊本県環境基本方針及び環境基本計画

「第4次熊本県環境基本指針」及び「第7次熊本県環境基本計画」の概要は、第3.2-18図のとおりである。第4次環境基本指針で、快適な環境の保全を図るため、県が行う生活環境及び自然環境に関する7つの環境施策の方向を示し、第6次環境基本計画で、環境施策の項目ごとに具体的な施策の方向性、数値目標が掲げられている。

第4次環境基本指針	第7次環境基本計画	環境立県くまもとの実現
【5つの目指すべき姿】 ①ゼロカーボン社会 ②循環型社会 ③自然共生社会 ④安全で快適な生活環境 ⑤様々なリスクに備えた社会 【取組みを推進するにあたっての考え方】 ①SDGsや地域循環共生圏の考え方を踏まえた課題解決 ②あらゆる主体におけるパラダイムシフト(変革) 【7つの環境施策の方向】 ①ゼロカーボン社会・くまもとの推進 ②循環型社会の推進 ③熊本の恵みを未来につなぐ自然共生社会の実現 ④安全で快適な生活環境の確保 ⑤リスクに備えた社会づくりと球磨川流域における「緑の流域治水」の推進 ⑥環境立県くまもと型未来教育 ⑦持続可能な環境の創造に向けた仕組みづくり	①ゼロカーボン社会・くまもとの推進 ・地球温暖化対策の推進 ・県の事務・事業における温室効果ガス排出削減の推進 ②サーキュラーエコノミー(循環経済)への移行の実現 ・サーキュラーエコノミー(循環経済)の推進 ③熊本の恵みを未来につなぐ自然共生社会の実現 ・森林、草原、水辺等の自然環境の保全 ・生物多様性の保全に係る対策の推進 ④安全で快適な生活環境の確保 ・水環境に係る対策の推進 ・大気環境に係る対策の推進 ・オゾン層保護対策の推進 ・騒音、振動、悪臭、光害などの対策の推進 ・土壌汚染対策の推進 ・化学物質、放射性物質の環境リスクの評価・管理 ・水銀フリー社会の実現に向けた取組み ・緑と水のある生活空間の保全・創造 ・良好な景観及び文化財の保全・創造 ⑤リスクに備えた社会づくりと球磨川流域における「緑の流域治水」の更なる推進 ・気候変動の影響への適応策の推進 ・大規模災害への備え ・球磨川流域における「緑の流域治水」の更なる推進 ⑥環境立県くまもと型未来教育 ・未来を支える人づくり ・豊かなくまもとを守り育てる地域づくり ⑦持続可能な環境の創造に向けた仕組みづくり ・「地域循環共生圏」の構築の推進 ・環境アセスメントの推進 ・試験研究機関における取組み ・研究情報等のネットワーク化 ・国際協力の推進	循環、共生を包含したゼロカーボンをベースとし、環境、経済、社会の統合的向上が図られるとともに、環境リスク・気候危機等のリスクにも備えた持続可能な社会

第3.2-18図 「第4次熊本県環境基本指針」及び「第7次熊本県環境基本計画」の概要

(ロ) 熊本県地球温暖化対策実行計画

熊本県の地球温暖化対策は、「第7次熊本県環境基本計画」に織り込まれて策定されている。「第7次熊本県環境基本計画」における2030年度（2013年度比）の二酸化炭素削減目標は、第3.2-42表のとおりであり、家庭部門66%、産業部門40%、業務部門51%、運輸部門35%等とされている。

「第7次熊本県環境基本計画」（熊本県、令和8年）より作成

第3.2-42表 熊本県環境基本計画における2030年度、2050年度の削減目標

最終目標	2050年までに県内のCO ₂ 排出量を実質ゼロとします。		
中間目標	2030年度までに県内の温室効果ガス排出量の50%削減、 2035年度までに県内の温室効果ガス排出量の60%削減、 2040年度までに県内の温室効果ガス排出量の73%削減を目指します。		
部門別目標	ガス種別及び部門	現状（2022年度）	目標（2030年度）
		2013年度比削減率（排出量）	2013年度比削減率（排出量）
エネルギー起源部門 廃棄物	家庭部門	▲39%（204.8万t-CO ₂ ）	▲66%（113.9万t-CO ₂ ）
	産業部門（エネルギー転換部門含む）	▲30%（317.7万t-CO ₂ ）	▲40%（270.8万t-CO ₂ ）
	業務部門	▲39%（160.1万t-CO ₂ ）	▲51%（126.9万t-CO ₂ ）
	運輸部門	+0.7%（231.6万t-CO ₂ ）	▲35%（149.8万t-CO ₂ ）
	非エネルギー起源CO ₂	+15%（23.3万t-CO ₂ ）	▲15%（17.2万t-CO ₂ ）
	代替フロン等4ガス	+30%（53.9万t-CO ₂ ）	▲38%（25.9万t-CO ₂ ）
	メタン（CH ₄ ）	▲4%（70.4万t-CO ₂ ）	▲11%（65.0万t-CO ₂ ）
	一酸化二窒素（N ₂ O）	+4%（25.0万t-CO ₂ ）	▲17%（19.9万t-CO ₂ ）
	合 計	▲25%（1,086.9万t-CO ₂ ）	▲45%（789.4万t-CO ₂ ）
	吸収・固定量	▲84.4万t-CO ₂	▲69.7万t-CO ₂
	温室効果ガス吸収・固定量込み	▲30%（1,002.5万t-CO ₂ ）	▲50%（719.7万t-CO ₂ ）

注：四捨五入の関係で合計が一致しないことがある。

「第7次熊本県環境基本計画」（熊本県、令和8年）より作成

ハ. 日田市の環境政策

日田市では、環境の保全に関する基本的事項を定めた「日田市環境保全条例」（昭和47年日田市条例第37号）が昭和47年12月に制定され、同条例第14条に基づいて環境保全及び創造に関する施策を計画的に推進することを目的として日田市の環境行政の基本指針となる「第3次日田市環境基本計画」が令和3年に策定されている。第3次日田市環境基本計画の対象期間は、令和3年度から7年間となっている。令和5年度が計画期間（7年間）の中間年であるため計画の見直しを行い、後期4年間の重点プロジェクトを定めた「第3次日田市環境基本計画（改訂版）」が令和7年12月に公表された。

第3次日田市環境基本計画の改訂に伴い、基本計画の中に盛り込む形で策定されていた地球温暖化対策に関する計画を独立させ、「日田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」が令和6年1月に策定された。また、国の脱炭素社会に向けた動きに対応し、再生

可能エネルギー導入の道筋を示す計画として、「日田市地域再エネ導入計画」が新たに策定されている。

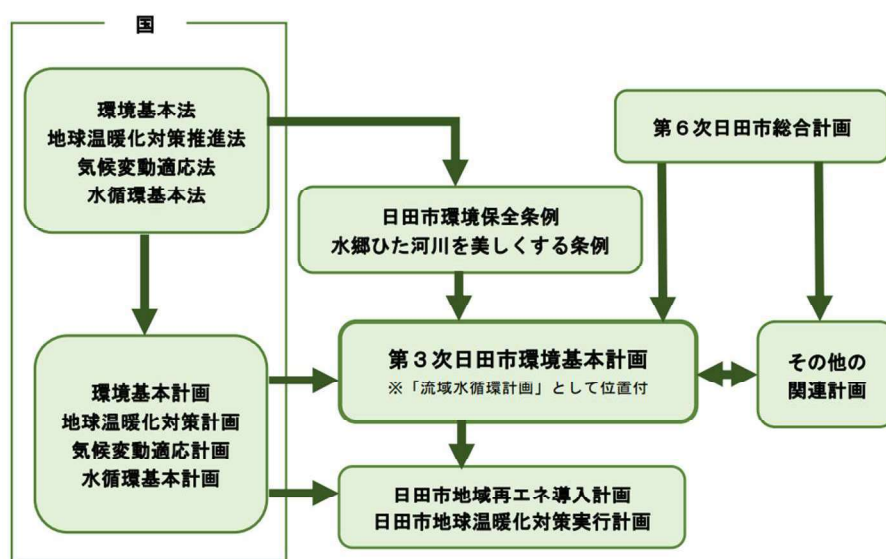
「日田市環境保全条例」（昭和47年日田市条例第37号）

「第3次日田市環境基本計画（改訂版）」（日田市、令和6年）より作成

（イ）第3次日田市環境基本計画

「第3次日田市環境基本計画（改訂版）」では、「水」と「緑」の再生による「水郷ひた」の創造、「持続可能な地域循環共生圏の構築」、「市民・事業者・行政の協働の促進」の3つの基本理念に基づいて、目標とする環境像「水と緑があふれる未来輝くまち～水郷ひた～」が設定されている。目標とする環境像の実現に向けて、「地域資源を活かすまち～水郷ひたづくりの推進～」、「自然と共生するまち」、「脱炭素・循環型のまち」、「環境活動を実践するまち」の4つの施策の柱について、基本施策が示されている。

「第3次日田市環境基本計画（改訂版）」の各種法令・計画の関連図は第3.2-19図、基本施策は第3.2-20図のとおりである。



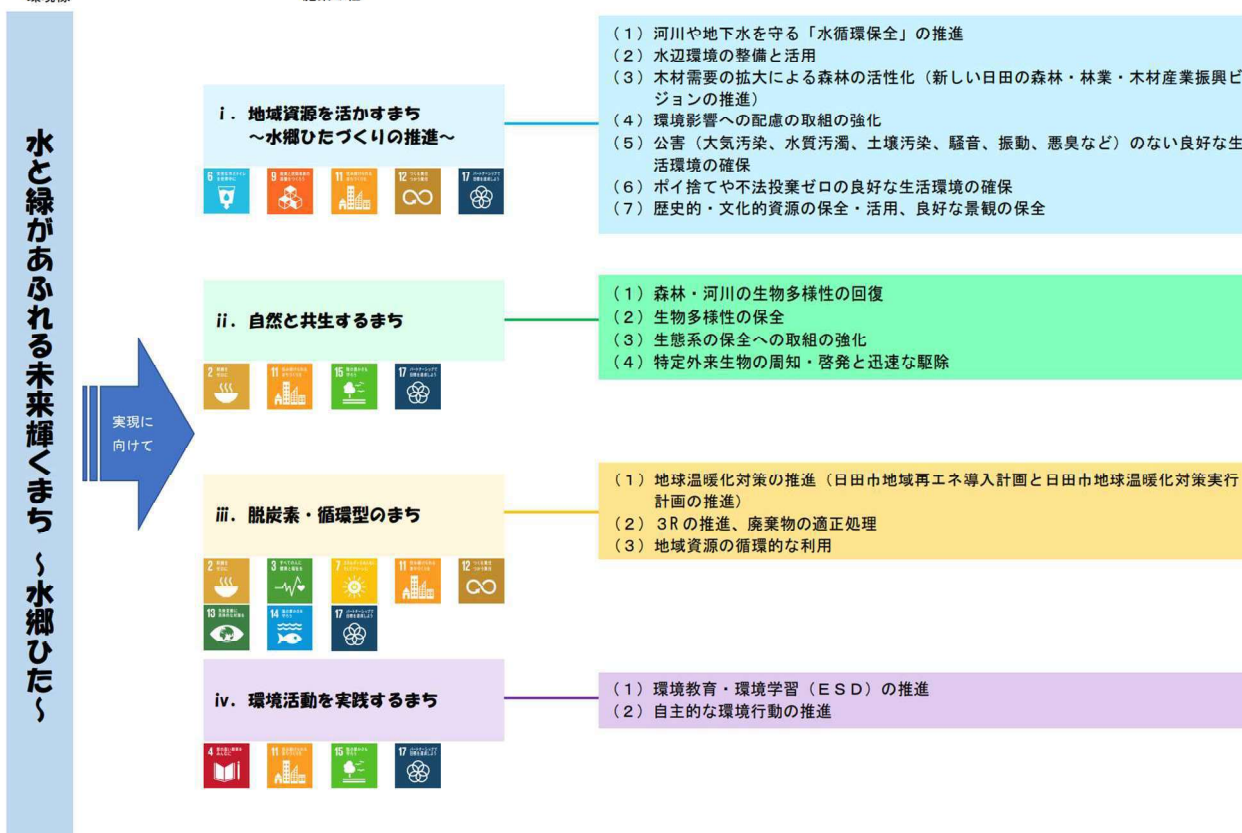
第3.2-19図 「第3次日田市環境基本計画（改訂版）」の各種法令・計画の関連図

《基本施策の体系図》

目標とする
環境像

施策の柱

基本施策



第3.2-20図 「第3次日田市環境基本計画（改訂版）」の基本施策

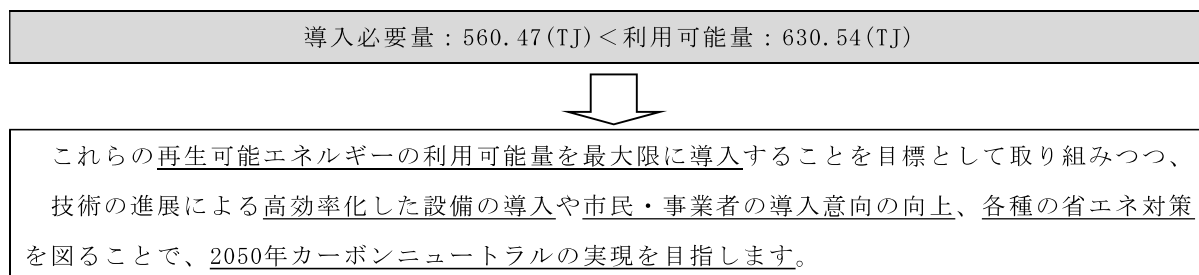
(ロ) 日田市ゼロカーボンシティ宣言、第5次日田市地球温暖化対策実行計画及び日田市地域再エネ導入計画

日田市は、2050年温室効果ガス排出実質ゼロ（2050年カーボンニュートラル）を目指して、2021年8月に「日田市ゼロカーボンシティ宣言」を表明した。「日田市ゼロカーボンシティ宣言」や「第3次日田市環境基本計画」の下位に位置し、「第6次日田市総合計画」等をはじめとした各上位計画に基づいて、令和6年1月に「日田市地球温暖化対策実行計画 区域施策編」及び「日田市地域再エネ導入計画」が策定されている。

「日田市地球温暖化対策実行計画 区域施策編」は、日田市の地球温暖化対策に資する市民や事業者による緩和と適応に関する具体的な取組と目標を示すもので、国が掲げる長期的な目標である2050（令和32）年を見据えつつ、併せて短期的な目標を確実に達成することを目指し、2030（令和12）年を計画期間とされている。

また、「日田市地域再エネ導入計画」（導入目標等策定）は、2050年までのカーボンニュートラル達成と脱炭素社会を見据え、地域特性などを踏まえた再生可能エネルギーを最大限に導入するとともに、エネルギーの地産地消などを通じた環境・経済・社会の両立による地域循環共生圏の構築に向けた方策を示すことを目的としている。再生可能エネルギー導入に関する具体的な取組及び導入目標を示すもので、国や県の環境エネルギー政策の動向との整合を図るとともに、SDGs（持続可能な開発目標）の理念を視野に入れて、カーボンニュートラルの達成とともに、地域課題を解決する具体的な施策が示されている。

「日田市地域再エネ導入計画」（導入目標等策定）では、日田市における再エネ利用可能量を約630TJと見込んで、導入必要量を約560TJに設定し、利用可能量を最大限に導入することを目指している（第3.2-21図）。



第3.2-21図 「日田市再エネ導入計画」（導入目標）

二. 小国町の環境政策

小国町は、阿蘇火山帯に位置しており、杖立温泉、わいた温泉など日本有数の湯治場と知られる地域で、特にわいた温泉地区は、集落内の道路や田んぼなど至る所から蒸気が立ち昇り、冬場には地域全体が蒸気に包まれるほどの資源豊富な地域である。

小国町では、地理的条件（優良な杉の育成）や地域資源（地熱等の熱資源）を最大限活かして、地域資源（地熱等の熱資源）と地域エネルギーを活用した取り組みが行われており、平成26年12月に「小国町環境モデル都市行動計画」が策定された。

行動計画は、今後、低炭素社会づくりに取り組むに当たり、「地域エネルギー創出モデルの構築」、「低炭素型農林業活性化モデルの構築」、「コミュニティ活用型排出削減モデルの構築」の3つの基本方針を掲げ、これらのモデル構築を実行することで、“地熱とバイオマスを活かした農林業タウン構想”を実現するとしている。

(2) 自然関係法令等

事業実施想定区域及びその周囲に係る自然関係法令等による地域指定等の状況は、第3.2-47表及び第3.2-22図のとおりである。

① 自然保護関係

事業実施想定区域及びその周囲には、「自然公園法」（昭和32年法律第161号）に基づく耶馬日田英彦山国定公園、「大分県立自然公園条例」（昭和32年大分県条例第74号）に基づく津江山系県立自然公園、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成14年法律第88号）に基づく鳥獣保護区（県指定）がある。

大分県では、「大分県希少野生動植物の保護に関する条例」（平成18年大分県条例第14号）に基づき、県内に生息、生育する野生動植物のうち、保護することが特に必要である52種を大分県希少野生動植物種に指定している（第3.2-43表）。また、熊本県では、「熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例」（平成16年熊本県条例第19号）に基づき、県内に生息、生育する野生動植物のうち、保護することが特に必要である49種を熊本県希少野生動植物種に指定している。（第3.2-44表）

これらの指定種については、生きている個体を捕獲、採取、殺傷又は損傷することが禁止されている。

外来生物については、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成16年法律第78号）において、162種の動植物が指定されている。指定された生物は、飼育・栽培・保管・運搬・輸入、販売・譲渡及び野外への放出・植栽・播種（はしゅ）が原則として禁止されている。

なお、162種の指定種のうちアカミミガメとアメリカザリガニについては、同法の規制を一部適用除外とする「条件付特定外来生物」に指定されており、一般家庭での飼育や譲渡などが例外的に認められている。

第3.2-43表(1) 大分県希少野生動植物種の指定状況

分 類		科 名	種 名
植物（34種）	種子植物（31種）	ユリ科	タマボウキ
			ヒメユリ
		イラクサ科	チョクザキミズ
		ニシキギ科	ナガバヒゼンマユミ
		イワタバコ科	イワギリソウ
		キク科	ヒゴタイ
			イワギク
		ラン科	ナゴラン
			クマガイソウ
			トキシソウ
			ウチョウラン
			セッコク
			サギソウ
			ミズチドリ
			フウラン
			ナツエビネ
		ナデシコ科	オグラセンノウ

第3.2-43表(2) 大分県希少野生動植物種の指定状況

分 類		科 名	種 名
植物 (34種)	種子植物 (31種)	キキョウ科	ヤツシロソウ
			サワギキョウ
		キンボウゲ科	ミチノクフクジュソウ
			オキナグサ
			ヤマシャクヤク
			アズマイチゲ
			ベニバナヤマシャクヤク (<i>ケシハベニバナヤマシャクヤク</i> 含む)
		ヒルムシロ科	カワツルモ
		アヤメ科	エヒメアヤメ
		サクラソウ科	サクラソウ
		ユキノシタ科	ワタナベソウ
		リンドウ科	ミツガシワ
			ムラサキセンブリ
		バラ科	ツクシカイドウ
	シダ植物 (2種)	イノモトソウ科	ホウライクジャク
			オトメクジャク
	蘚苔類 (1種)	ミズゴケ科	オオミズゴケ
動物 (18種)	哺乳類 (1種)	ウシ科	ニホンカモシカ
	鳥類 (3種)	ブッポウソウ科	ブッポウソウ
		フクロウ科	アオバズク
		シギ科	オオジシギ
	両生類 (2種)	サンショウウオ科	カスミサンショウウオ
			ヤマグチサンショウウオ (ニホウサンショウウオ)
	魚類 (3種)	ハゼ科	クボハゼ
			チクゼンハゼ
		ドジョウ科	アリアケスジシマドジョウ
	大型水生甲殻類 (2種)	カブトガニ科	カブトガニ
		スナガニ科	シオマネキ
	昆虫類 (3種)	タテハチョウ科	オオウラギンヒョウモン
		シジミチョウ科	オオルリシジミ
		トンボ科	ハッチョウトンボ
	陸・淡水産貝類 (4種)	ミズゴマツボ科	オンセンミズゴマツボ
		ムシオイガイ科	オナガラムシオイガイ
			ハブタエムシオイ
		キセルガイ科	ウブギセルガイ

「指定希少野生動植物一覧」(大分県、令和7年)より作成

第3.2-44表(1) 熊本県希少野生動植物種の指定状況

分 類	科 名	種 名
植物（36種）	チャセンシダ科	コタニワタリ
	ヒメシダ科	タチヒメワラビ
		タイヨウシダ
	メシダ科	コモチイヌワラビ
	オシダ科	クマイワヘゴ
	スイレン科	オニバス
		オグラコウホネ
	ユリ科	ヒメユリ
		カタクリ
	ラン科	クマガイソウ
		ダイサギソウ
		サギソウ
	アヤメ科	エヒメアヤメ
	ススキノキ科	ノカンゾウ
	キジカクシ科	スズラン
	ホシクサ科	ゴマシオホシクサ
	カヤツリグサ科	トダスゲ
	キンポウゲ科	ミチノクフクジュソウ
		アズマイチゲ
		カザグルマ
	ボタン科	ベニバナヤマシャクヤク
	マンサク科	トキワマンサク
	フウロソウ科	ツクシフウロ
	ミソハギ科	ホザキキカシグサ
	アブラナ科	ハナハタザオ
	ナデシコ科	オグラセンノウ
		マツモトセンノウ
	サクラソウ科	サワトラノオ
		イワザクラ
		サクラソウ
	オオバコ科	ツクシクガイソウ
		ツクシトラノオ
	キキョウ科	ヤツシロソウ
	キク科	ヒゴシオン
		ヒゴタイ
	ハマグリゼニゴケ科	ヒカリゼニゴケ

第3. 2-44表(2) 熊本県希少野生動植物種の指定状況

分 類	科 名	種 名
動物（13種）	ウシ科	ニホンカモシカ
	アオイトトンボ科	コバネアオイトトンボ
	モノサシトンボ科	グンバイトンボ
	イトトンボ科	モートンイトトンボ
	トンボ科	ハッチョウトンボ
	コガネムシ科	ダイコクコガネ
	シジミチョウ科	ウラジロミドリシジミ
		ミドリシジミ
		オオルリシジミ
		ゴマシジミ
	タテハチョウ科	オオウラギンヒョウモン
	ヤマタニシ科	イトマキミジンヤマタニシ
	ウミガメ科	アカウミガメ

「県条例による希少野生動植物種の指定」（熊本県HP <https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/52/160353.html>、令和8年4月閲覧）より作成

② 文化財保護関係

事業実施想定区域及びその周囲において、「文化財保護法」（昭和25年法律第214号）並びに「大分県文化財保護条例」（昭和30年大分県条例第12号）、「熊本県文化財保護条例」（昭和51年熊本県条例第48号）、「日田市文化財保護条例」（平成17年日田市条例第62号）及び「小国町文化財保護条例」（昭和53年小国町条例第7号）に基づく文化財のうち、自然との関わりが深いものの指定状況は、第3. 2-45表及び第3. 2-22図(3)のとおりである。

第3. 2-45表(1) 文化財の指定状況

番号	市町	区分		名称又は物件	所在地
1	日田市	国指定	重要文化財	大野老松天満社旧本殿	日田市前津江町大野
2	日田市	大分県指定	名勝	伝来寺庭園	日田市中津江村栃野
3	日田市	日田市指定	天然記念物	烏宿自然林	日田市大山町西大山
4	日田市	日田市指定	天然記念物	見竹天満宮の天満かつら	日田市天瀬町出口
5	日田市	日田市指定	天然記念物	銀杏の木	日田市中津江村栃野
6	日田市	日田市指定	天然記念物	ムクの木	日田市上津江町川原
7	日田市	日田市指定	天然記念物	エドヒガンザクラの木	日田市上津江町川原
8	日田市	日田市指定	天然記念物	手水野のカツラ林	日田市上津江町川原
9	日田市	日田市指定	天然記念物	浦宮神社「樹林・下草シダ類」	日田市上津江町川原
10	日田市	日田市指定	天然記念物	スギの木	日田市上津江町川原
11	日田市	日田市指定	天然記念物	モミの木	日田市上津江町川原
12	日田市	日田市指定	天然記念物	小平のカツラ林	日田市上津江町川原
13	日田市	日田市指定	天然記念物	イチョウの木	日田市上津江町川原

第3. 2-45表(2) 文化財の指定状況

番号	市町	区分		名称又は物件	所在地
14	日田市	日田市指定	史跡	宇土遺跡三号墳	日田市天瀬町五馬市
15	日田市	日田市指定	史跡	小竹供養塔（1基）	日田市上津江町川原
16	日田市	日田市指定	有形文化財	玉来神社拝殿と棟札	日田市天瀬町五馬市
17	日田市	日田市指定	有形文化財	間地橋	日田市中津江村栃野・合瀬
18	日田市	日田市指定	有形文化財	浦安神社「拝殿・神殿」	日田市上津江町川原
19	日田市	日田市指定	有形文化財	浦安神社「せり持ち式石橋」	日田市上津江町川原
20	小国町	国指定	天然記念物	阿弥陀スギ	小国町黒渕
21	小国町	国指定	天然記念物	下の城のイチョウ	小国町下城
22	小国町	国登録	登録有形文化財	旧国鉄宮原線北里橋梁	小国町大字北里字北里
23	小国町	国登録	登録有形文化財	旧国鉄宮原線幸野川橋梁	小国町大字宮原字西村
24	小国町	小国町指定	天然記念物	鉾納社の櫨	小国町黒渕
25	小国町	小国町指定	天然記念物	北河内毘沙門天堂カヤ神木	小国町下城
26	小国町	小国町指定	天然記念物	北里大社の櫨	小国町北里

注：1. 図中番号は、第3. 2-22図(3)の番号に対応する。

2. 熊本県において地域を定めず指定されている国指定特別天然記念物のオオサンショウウオ、カモンカ並びに国指定天然記念物のイヌワシ、ゴイシツバメシジミ、ヤマネについては、既存資料によると事業実施想定区域及びその周囲では確認されていないことから、本表に記載していない。

「文化遺産オンライン」（文化庁HP <https://bunka.nii.ac.jp/>、令和8年4月閲覧）

「大分県内の国・県指定等文化財一覧」（大分県HP <https://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/r6-3-31-kuni-ken-shiteibunkazai.html>、令和8年4月閲覧）

「日田市文化財一覧」（日田市HP <https://www.city.hita.oita.jp/soshiki/shokokankobu/bunkazaihogoka/bunkazaikanri/bunkazai/2251.html>、令和8年4月閲覧）

「日田市文化財マップ」（日田市教育委員会、平成26年）

「国指定文化財一覧」（熊本県HP

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/125/>、令和8年4月閲覧）

「熊本県内の天然記念物」（全国の天然記念物HP

<https://tennenkinenbutu.com/>、令和8年4月閲覧）より作成

③ 景観保全関係

日田市では、平成3年「日田市景観条例」（平成3年日田市条例第22号）を制定、平成23年に「景観法」（平成16年法律第110号）に基づく「日田市景観計画」が策定されている。

小国町は、平成26年「小国町景観条例」（平成26年小国町条例第21号）を制定、平成26年に「景観法」（平成16年法律第110号）に基づく「小国町景観計画」が策定されている。

なお、事業実施想定区域及びその周囲には、「都市計画法」（昭和43年法律第100号）に基づく風致地区の指定はない。

景観条例、景観計画の策定状況は第3.2-46表のとおりである。

「大分県景観法について」（大分県 HP <https://www.pref.oita.jp/soshiki/17510/keikanhounituite.html>、令和8年4月閲覧）
「小国町は景観行政団体です」（小国町 HP https://www.town.kumamoto-oguni.lg.jp/gyosei_jyoho/gyosei_kakukanojyoho/gyosei_jyohoseisakuka/gyosei_jyohoseisakuka_oshirase/20177、令和8年4月閲覧）より作成

第3.2-46表 景観条例、景観計画の策定状況

市町	景観行政団体指定	景観条例	景観計画策定
日田市	平成19年4月1日	日田市景観条例 (平成3年日田市条例第22号)	日田市景観計画 (平成23年6月策定(令和8年3月一部改訂))
小国町	平成26年12月1日	小国町景観条例 (平成26年小国町条例第21号)	小国町景観計画 (平成26年12月策定)

④ 国土防災関係

事業実施想定区域及びその周囲には、「森林法」（昭和26年法律第249号）に基づく保安林、「砂防法」（明治30年法律第29号）に基づく砂防指定地、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和44年法律第57号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域、「地すべり等防止法」（昭和33年法律第30号）に基づく地すべり防止区域、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号）に基づく土砂災害警戒区域等の指定がある。

指定状況は第3.2-22図(4)～(8)のとおりであり、事業実施想定区域の一部が保安林、砂防指定地、急傾斜崩壊危険区域、地すべり等防止区域、土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）及び土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり）となっている。

第3.2-47表(1) 自然関係法令等による指定等の状況

地域その他の対象			指定状況 (有:○、無:×)			関係法令等
			日田市	小国町	事業実施 想定区域	
自然保護	自然公園	国立公園	×	×	×	自然公園法
		国定公園	○	○	○	
		県立自然公園	○	×	○	大分県立自然公園条例 熊本県立自然公園条例
	自然環境 保全地域	原生自然環境保全地域	×	×	×	自然環境保全法
		自然環境保全地域	×	×	×	
		県立自然環境保全地域	×	×	×	大分県自然環境等保全条例 熊本県自然環境等保全条例
	自然遺産		×	×	×	世界の文化遺産及び自然遺産の 保護に関する条約
	緑地	緑地保全地域	×	×	×	都市緑地法
	動植物保護	生息地等保護区	×	×	×	絶滅のおそれのある野生動植物の種の 保存に関する法律
		鳥獣保護区	○	○	○	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟 の適正化に関する法律
		鳥獣保護区 (特別保護地区)	×	×	×	
		特例休猟区	○	○	×	
		特定猟具使用禁止区域	×	×	×	
		指定猟法禁止区域	×	×	×	
		国際的に重要な湿地 に係る登録簿に掲げ られる湿地	×	×	×	特に水鳥の生息地として国際的 に重要な湿地に関する条約
		希少野生動植物種	○	○	○	大分県希少野生動植物の保護に 関する条例 熊本県希少野生動植物の保護に 関する条例
		保護水面	×	×	×	水産資源保護法
文化財保護	世界遺産		×	×	×	世界の文化遺産及び自然遺産の 保護に関する条約
	特別史跡・ 特別名勝	国指定	×	×	×	文化財保護法
		国指定	○	○	×	
	史跡・名勝・ 有形文化財	県指定	○	×	×	大分県文化財保護条例 熊本県文化財保護条例
		市・町指定	○	×	×	日田市文化財保護条例 小国町文化財保護条例
	特別天然記念物	国指定	×	×	×	文化財保護法
	天然記念物	国指定	×	○	○	
		県指定	×	×	×	大分県文化財保護条例 熊本県文化財保護条例
		市・町指定	○	○	○	日田市文化財保護条例 小国町文化財保護条例
景観保全	景観計画区域		○	○	○	景観法
	景観地区		×	×	×	
	風致地区		×	×	×	都市計画法
	重要伝統的建造物群保存地区		×	×	×	文化財保護法
	重要文化的景観		×	×	×	

第3.2-47表(2) 自然関係法令等による指定等の状況

地域その他の対象		指定状況 (有:○、無:×)			関係法令等
		日田市	小国町	事業実施 想定区域	
国 土 防 災	保安林	○	○	○	森林法
	砂防指定地	○	○	○	砂防法
	急傾斜地崩壊危険区域	○	○	○	急傾斜地の崩壊による災害の 防止に関する法律
	地すべり防止区域	○	○	○	地すべり等防止法
	土砂災害警戒区域	特別警戒区域		○	土砂災害警戒区域等における 土砂災害防止対策の推進に関 する法律
		警戒区域		○	
	宅地造成等工事規制地域	○	○	○	宅地造成及び特定盛土等規制 法
	特定盛土等規制区域	○	○	○	

注：日田市及び小国町の指定状況は、第3.2-22図に示す範囲を対象とした。

「国土数値情報 自然公園地域データ 2015年度（平成27年度）版」（国土交通省HP

<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>、令和8年4月閲覧）

「国土数値情報 鳥獣保護区データ 2015年（平成27年）版」（国土交通省HP

<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>、令和8年4月閲覧）

「生息地等保護区一覧」（環境省HP <https://www.env.go.jp/nature/kisho/hogoku/list.html>、

令和8年4月閲覧）

「文化遺産オンライン」（文化庁HP <https://bunka.nii.ac.jp/>、令和8年4月閲覧）

「大分県内の国・県指定等文化財一覧」（大分県HP

<https://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/r6-3-31-kuni-ken-shiteibunkazai.html>、令和8年4月閲覧）

「日田市文化財一覧」（日田市HP <https://www.city.hita.oita.jp/soshiki/shokokankobu/>

[bunkazaihogoka/bunkazaikanri/bunkazai/2251.html](https://www.city.hita.oita.jp/soshiki/shokokankobu/bunkazaihogoka/bunkazaikanri/bunkazai/2251.html)、令和8年4月閲覧）

「日田市文化財マップ」（日田市教育委員会、平成26年）

「国指定文化財一覧」（熊本県HP <https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/125/>、令和8年4月閲覧）

「熊本県内の天然記念物」（全国の天然記念物HP <https://tennenkinenbutu.com/>、令和8年4月閲覧）

「国土数値情報 国有林野データ 2024年度（令和6年度）版」（国土交通省HP

<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>、令和8年4月閲覧）

「国土数値情報 森林地域データ 2015年度（平成27年度）版」（国土交通省HP

<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>、令和8年4月閲覧）

「砂防管内図（2024年度版）」（大分県HP <https://www.pref.oita.jp/site/sabo/ooitanosabo.html>、

令和8年4月閲覧）

「国土数値情報 砂防指定地データ 2023年度（令和5年度）版」（国土交通省HP

<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>、令和8年4月閲覧）

「国土数値情報 急傾斜地崩壊危険区域データ 2021年度（令和3年度）版」（国土交通省HP

<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>、令和8年4月閲覧）

「国土数値情報 地すべり防止区域 2021年度（令和3年度）版」（国土交通省HP

<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>、令和8年4月閲覧）

「国土数値情報 土砂災害警戒区域データ 2024年度（令和6年度）版」（国土交通省HP

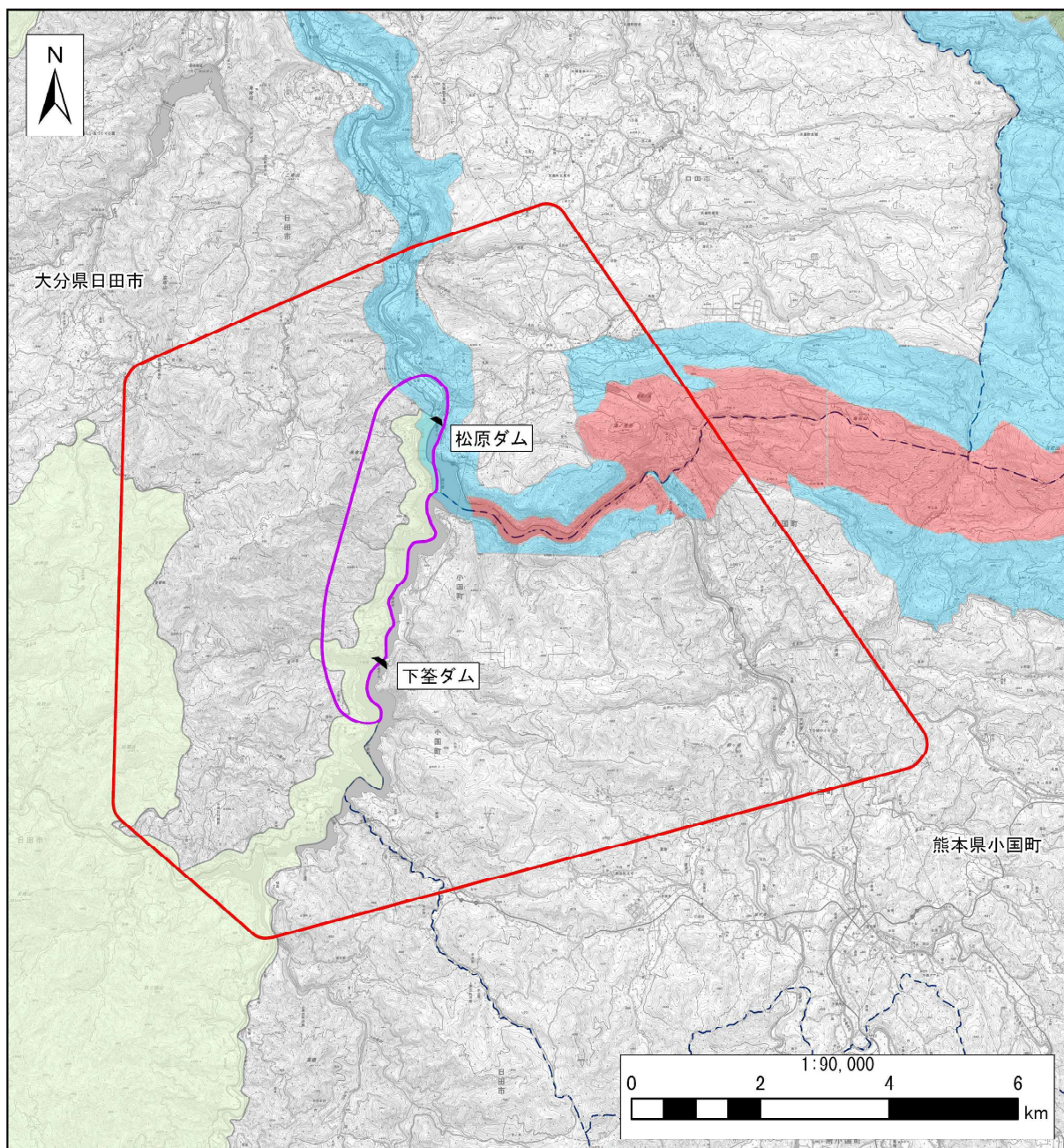
<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>、令和8年4月閲覧）

「大分県の盛土規制法の運用について」（大分県HP

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/17510/morido-kaishi.html>、令和8年4月閲覧）

「熊本県の盛土規制法の運用について」（熊本県HP

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/115/171936.html>、令和8年4月閲覧）より作成



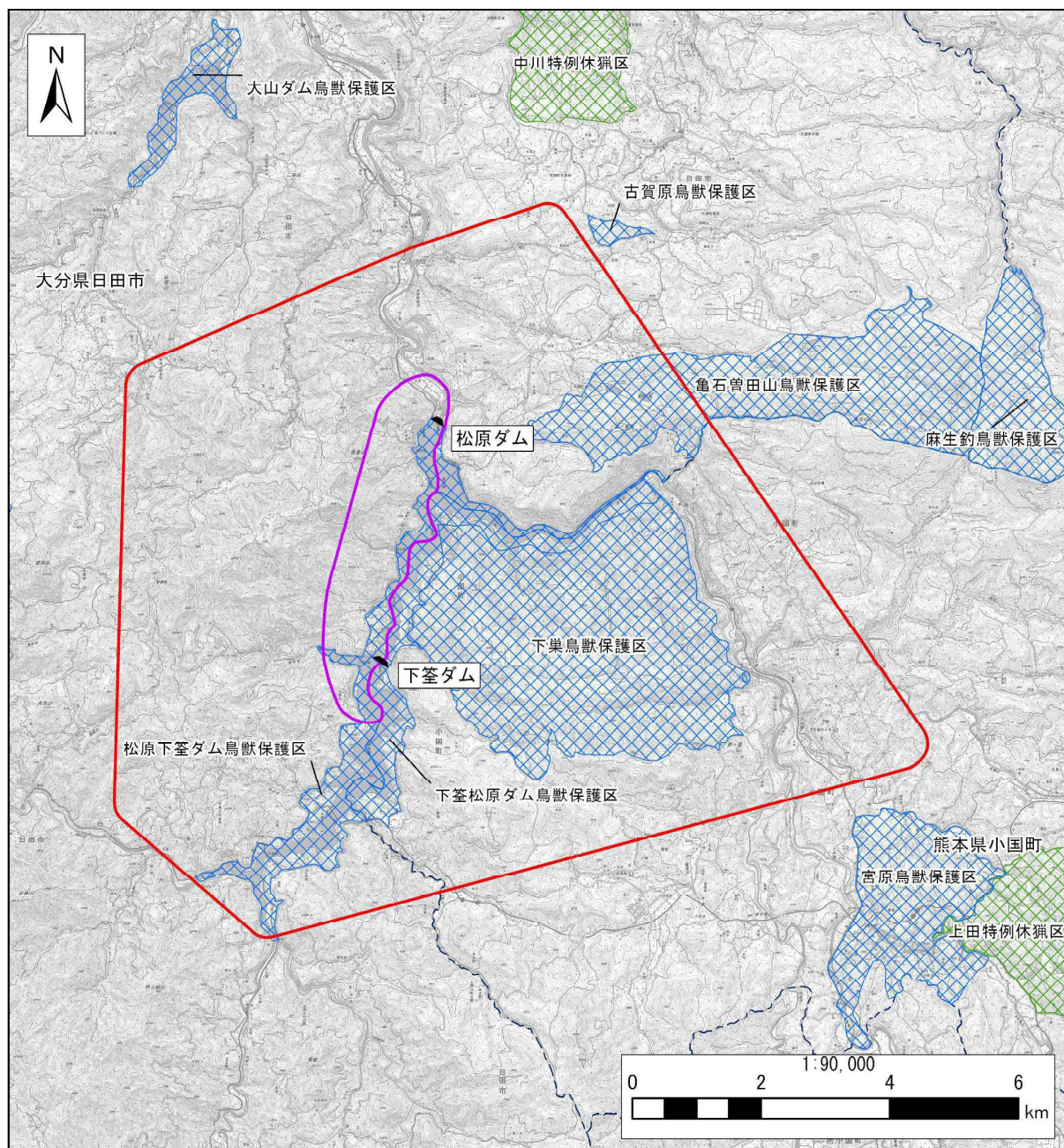
凡 例

- 事業実施想定区域
- 発電所設備の設置検討範囲
- 耶馬日田英彦山国定公園 普通地域
- 耶馬日田英彦山国定公園 第2種特別地域
- 耶馬日田英彦山国定公園 第3種特別地域
- 津江山系県立自然公園 普通地域

「国土数値情報 自然公園地域データ 2015年度（平成27年度）版」（国土交通省HP
<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>、令和8年4月閲覧）より作成

注：事業実施想定区域は、土捨場工事等を行う可能性のある範囲を包含するよう広く設定した。

第3.2-22図(1) 自然関係法令等による地域指定状況(国定公園・県立自然公園)



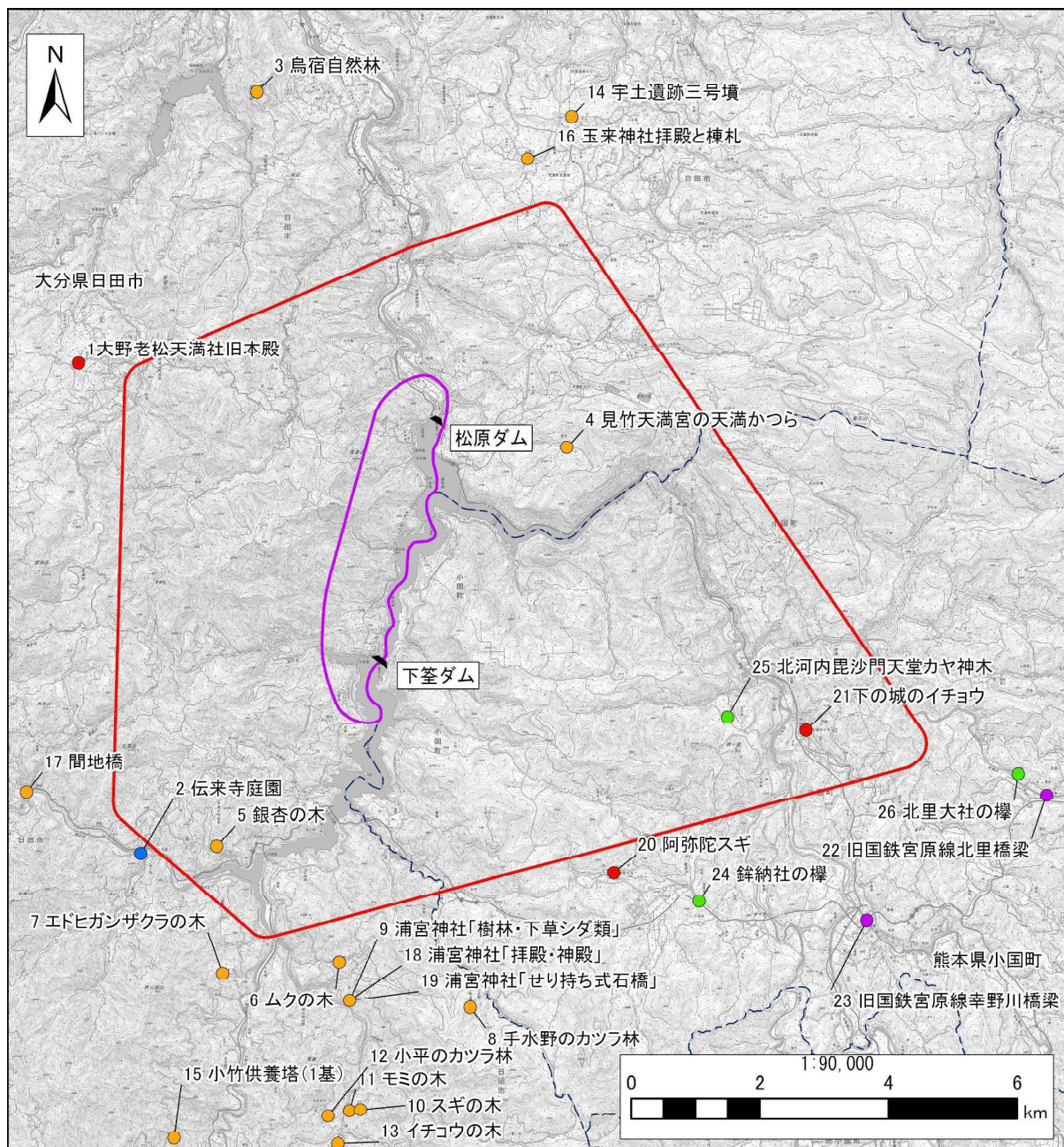
凡 例

- 事業実施想定区域
- 発電所設備の設置検討範囲
- 鳥獣保護区(県指定)
- 特例休猟区(県指定)

「令和7年度大分県鳥獣保護区等位置図」(大分県、令和7年)
「令和7年度(2025年度)鳥獣保護区等位置図(ハンターマップ)」(熊本県、令和7年)
「国土数値情報 鳥獣保護区データ 2015年度(平成27年度)版」(国土交通省HP <https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>、令和8年4月閲覧)より作成

注：事業実施想定区域は、土捨場工事等を行う可能性のある範囲を包含するよう広く設定した。

第3.2-22図(2) 自然関係法令等による地域指定状況(鳥獣保護区)



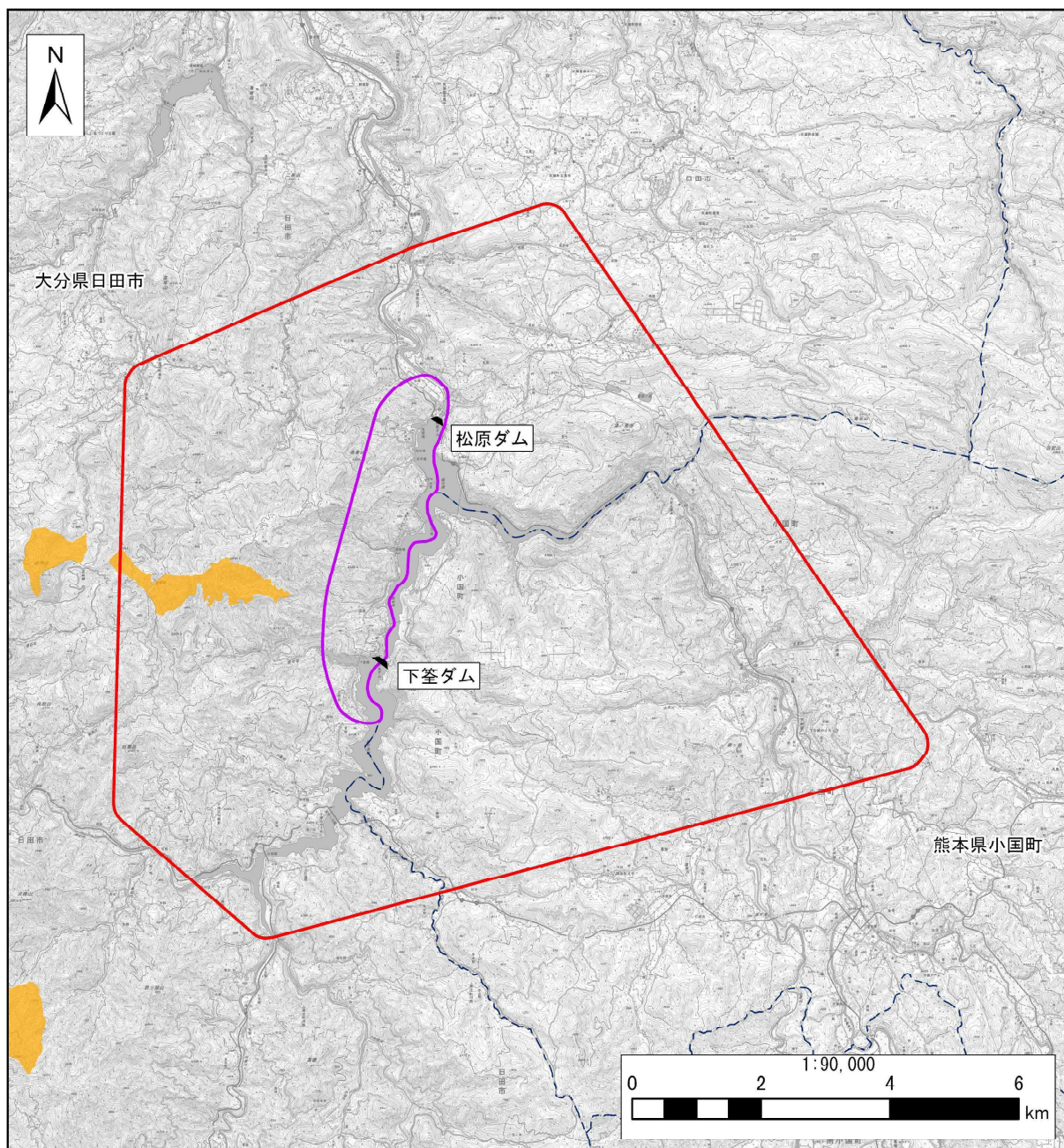
凡 例

- 事業実施想定区域
- 発電所設備の設置検討範囲
- 国指定文化財 (1、20～21)
- 国登録文化財 (22、23)
- 県指定文化財 (2)
- 日田市指定文化財 (3～19)
- 小国町指定文化財 (24～26)

「文化遺産オンライン」(文化庁HP <https://bunka.nii.ac.jp/>、令和8年4月閲覧)
「大分県内の国・県指定等文化財一覧」(大分県HP <https://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/r6-3-31-kuni-ken-shiteibunkazai.html>、令和8年4月閲覧)
「日田市文化財一覧」(日田市HP <https://www.city.hita.oita.jp/soshiki/shokokankobu/bunkazaihogoka/bunkazaikanri/bunkazai/2251.html>、令和8年4月閲覧)
「日田市文化財マップ」(日田市教育委員会、平成26年)
「国指定文化財一覧」(熊本県HP <https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/125/>、令和8年4月閲覧)
「熊本県内の天然記念物」(全国の天然記念物HP <https://tennenkinenbutu.com/>、令和8年4月閲覧)より作成

注：事業実施想定区域は、土捨場工事等を行う可能性のある範囲を包含するよう広く設定した。

第3.2-22図(3) 自然関係法令等による地域指定状況(天然記念物等)



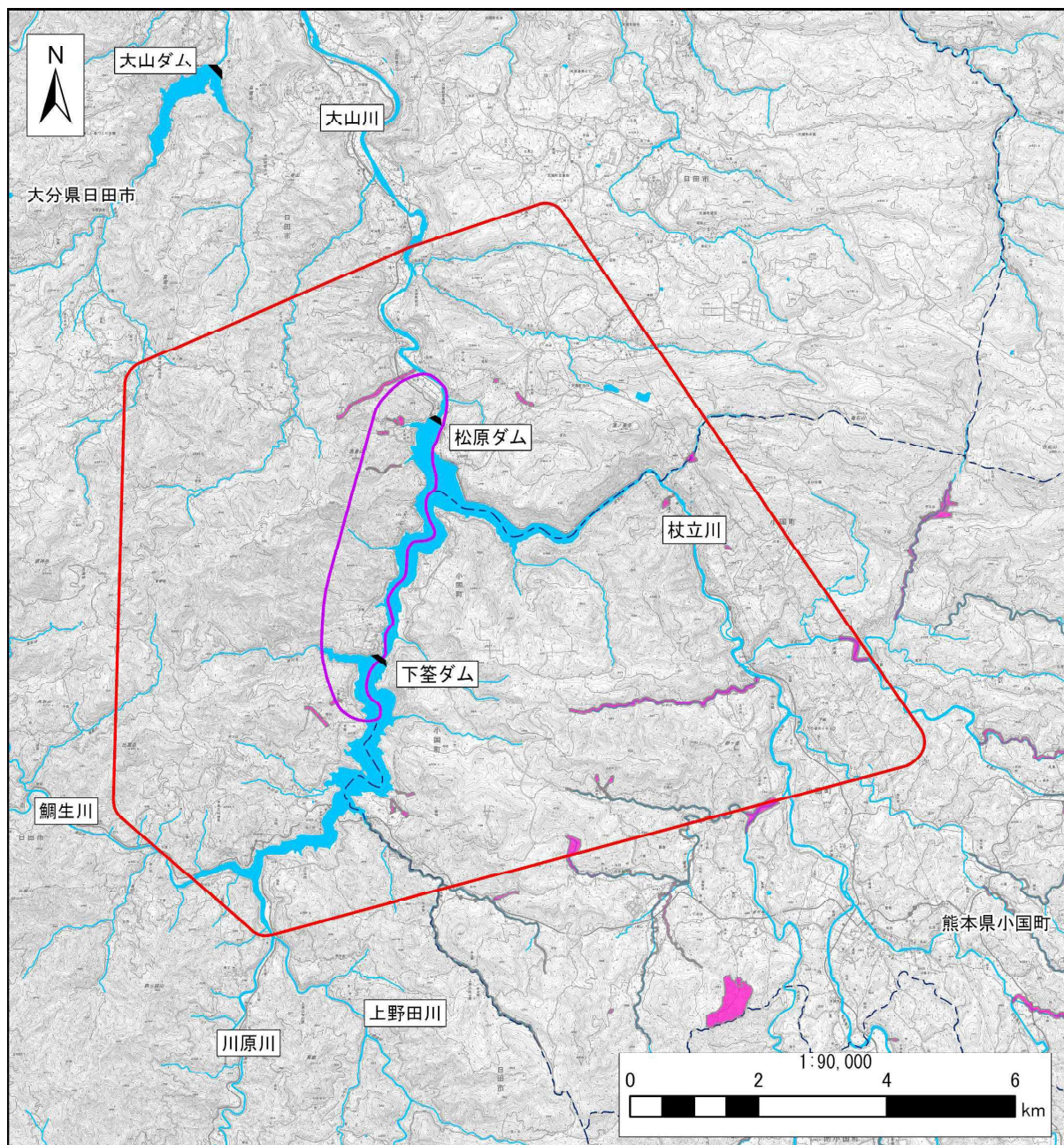
凡 例

- 事業実施想定区域
- 発電所設備の設置検討範囲
- 水源かん養保安林

「国土数値情報 国有林野データ 2024年度（令和6年度）版」（国土交通省HP <https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>、令和8年4月閲覧）
「国土数値情報 森林地域データ 2015年度（平成27年度）版」（国土交通省HP <https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>、令和8年4月閲覧）より作成

注：事業実施想定区域は、土捨場工事等を行う可能性のある範囲を包含するよう広く設定した。

第3.2-22図(4) 自然関係法令等による地域指定状況(保安林)



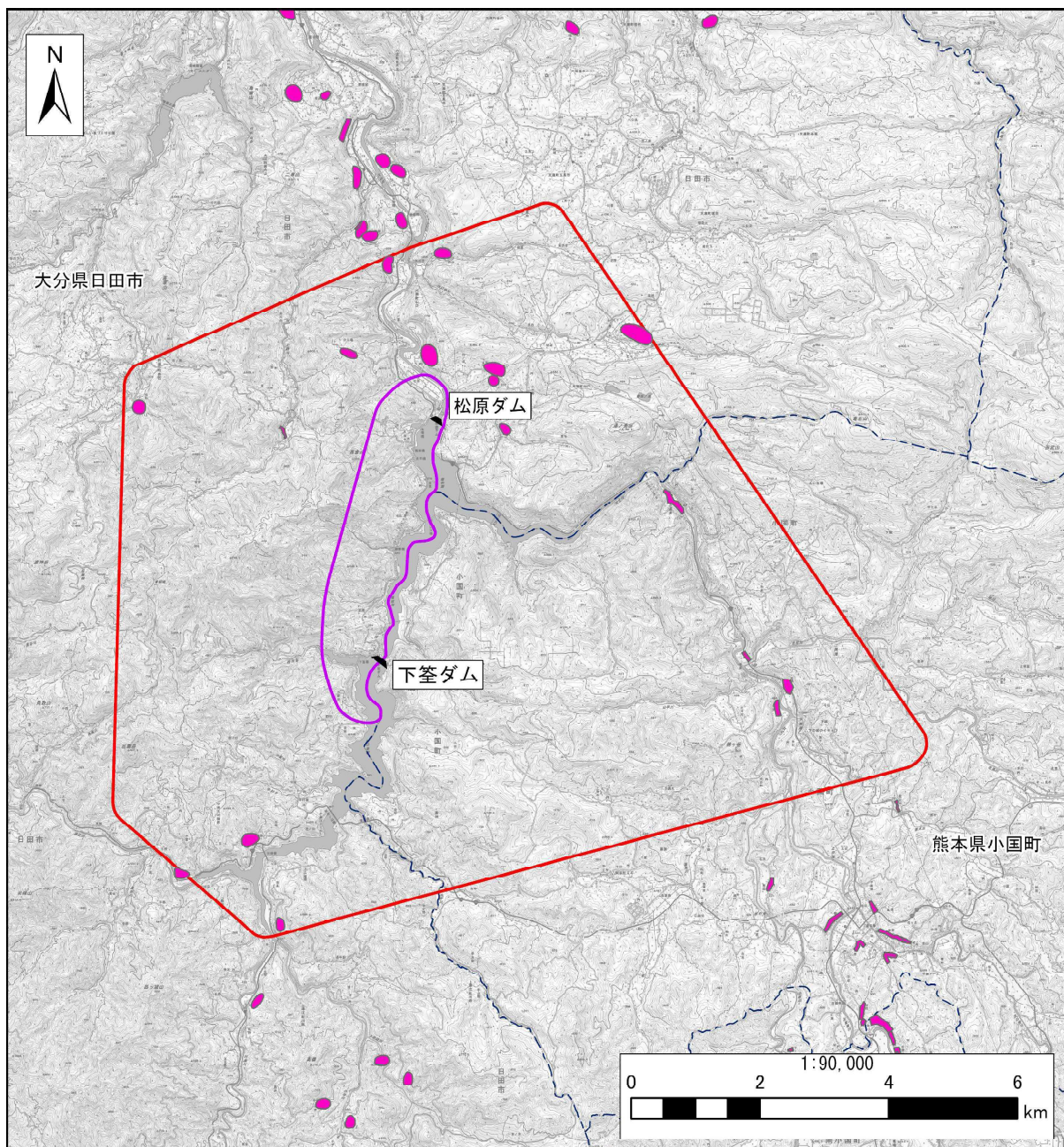
凡 例

- 事業実施想定区域
- 発電所設備の設置検討範囲
- 砂防指定地

「国土数値情報 砂防指定地データ 2023年度（令和5年度）版」（国土交通省HP <https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>、令和8年4月閲覧）より作成

注：事業実施想定区域は、土捨場工事等を行う可能性のある範囲を包含するよう広く設定した。

第3.2-22図(5) 自然関係法令等による地域指定状況(砂防指定地)



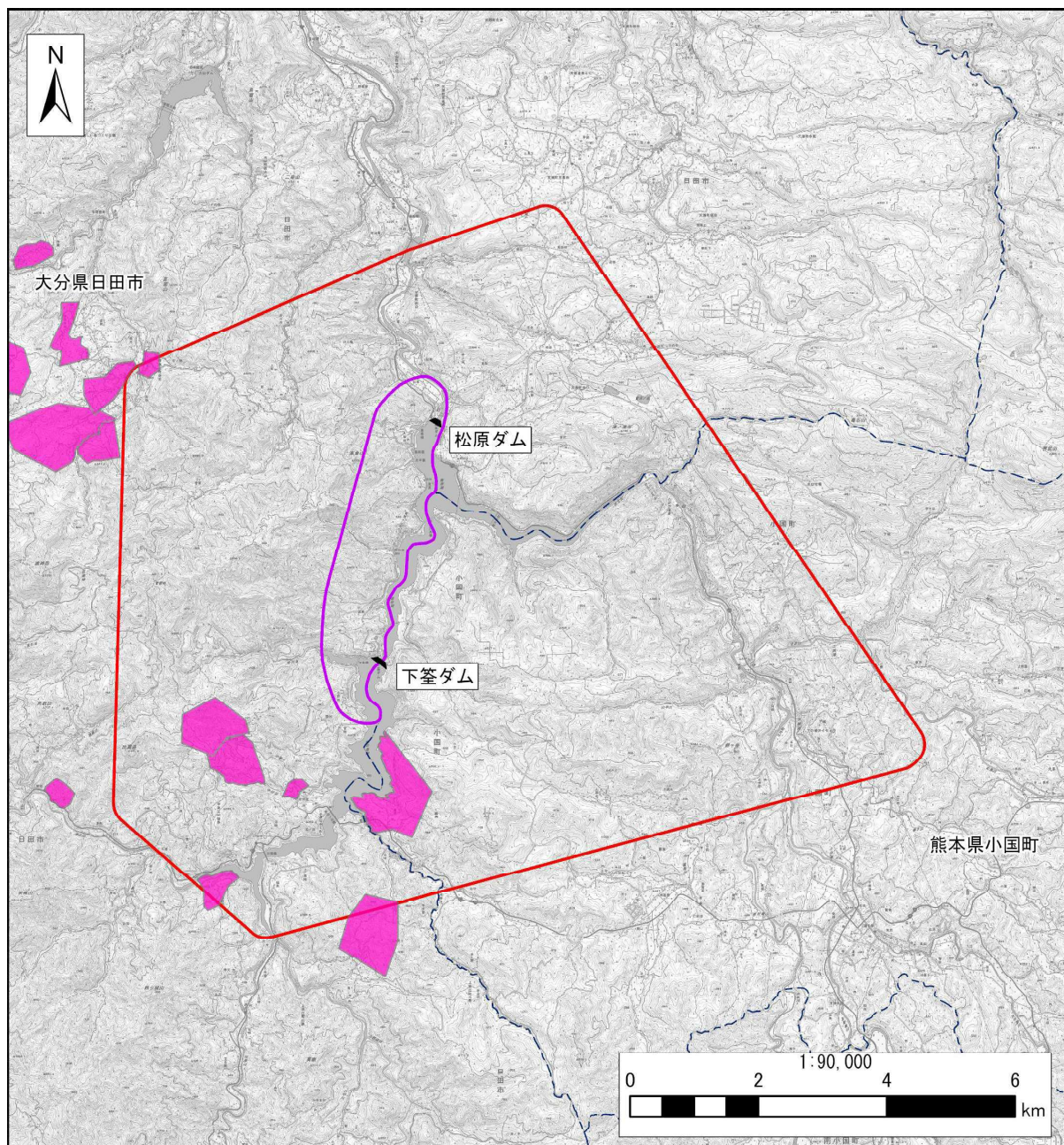
凡 例

- 事業実施想定区域
- 発電所設備の設置検討範囲
- 急傾斜地崩壊危険区域

「日田土木管内図(令和8年5月作成)」(大分県、令和8年)
「国土数値情報 急傾斜地崩壊危険区域データ」(国土交通省HP <https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>、令和8年4月閲覧)より作成

注：事業実施想定区域は、土捨場工事等を行う可能性のある範囲を包含するよう広く設定した。

第3.2-22図(6) 自然関係法令等による地域指定状況(急傾斜地崩壊危険区域)

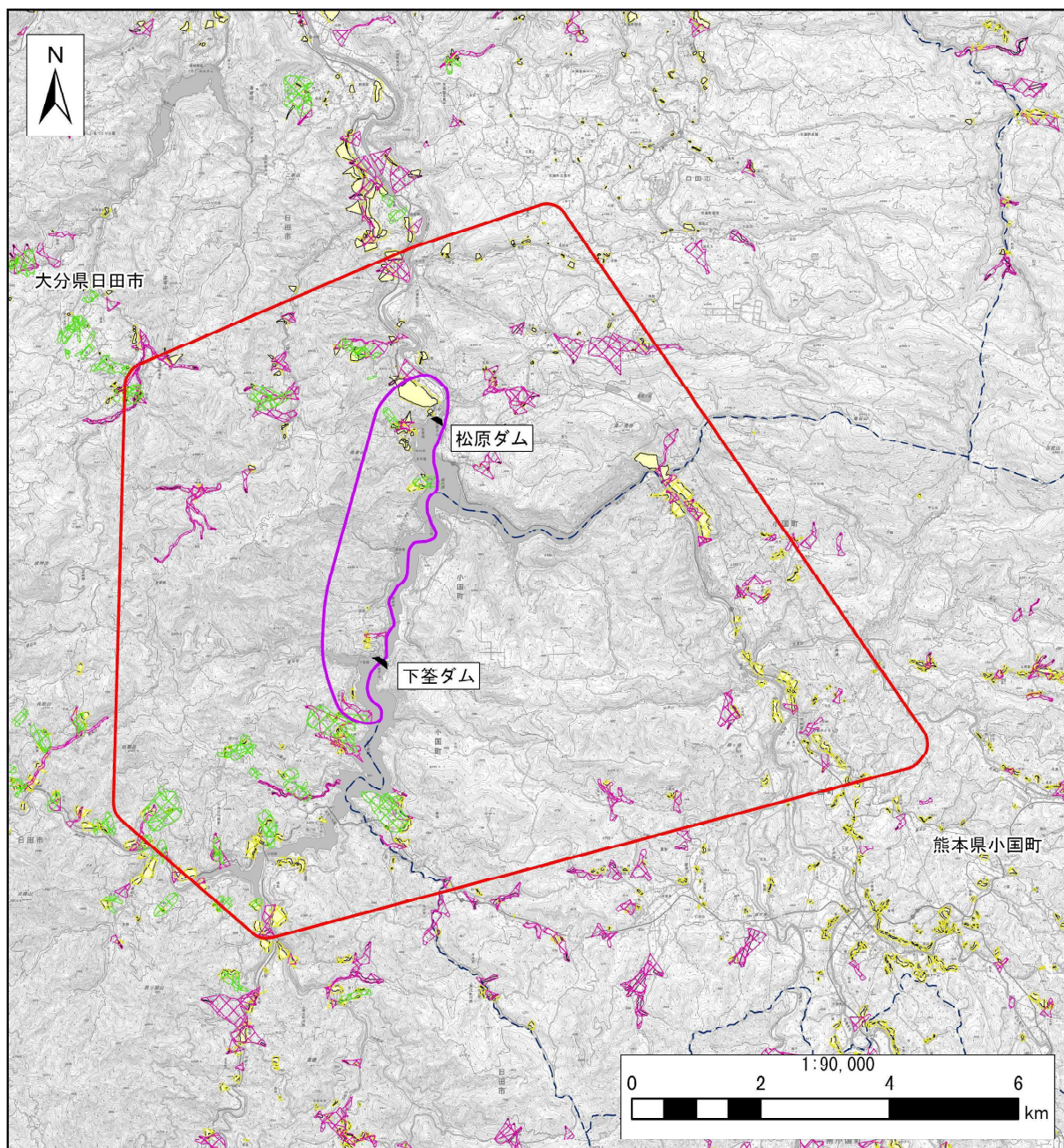


凡 例

- 事業実施想定区域
- 発電所設備の設置検討範囲
- 地すべり防止区域

「国土数値情報 地すべり防止区域 2021年度（令和3年度）版」（国土交通省HP <https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>、令和8年4月閲覧）より作成
 注：事業実施想定区域は、土捨て場工事等を行う可能性のある範囲を包含するよう広く設定した。

第3.2-22図(7) 自然関係法令等による地域指定状況(地すべり等防止区域)



凡 例

- 事業実施想定区域
- 発電所設備の設置検討範囲
- 特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）
- 特別警戒区域（土石流）
- 警戒区域（急傾斜地の崩壊）
- 警戒区域（土石流）
- 警戒区域（地すべり）

「国土数値情報 土砂災害警戒区域データ 2024年度（令和6年度）版」（国土交通省HP <https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>、令和8年4月閲覧）より作成

注：事業実施想定区域は、土捨場工事等を行う可能性のある範囲を包含するよう広く設定した。

第3.2-22図(8) 自然関係法令等による地域指定状況(土砂災害危険区域)